

## 予算決算常任委員会（令和3年度決算審査）会議録

令和4年10月28日（金曜日）

午前10時00分開議

午後 4時46分閉議

---

### 本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

質疑

令和3年度一般会計歳出（6農林水産業費～13予備費）

令和3年度各特別会計

令和3年度各企業会計

財政健全化実行計画の検証

令和3年度決算全般

採決

認定第 1号 令和3年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2号 令和3年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3号 令和3年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4号 令和3年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 令和3年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6号 令和3年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 令和3年度士別市水道事業会計決算認定について

認定第 8号 令和3年度士別市病院事業会計決算認定について

閉議宣告

---

### 出席委員（13名）

委員長	喜多武彦君	副委員長	佐藤正君
委員	石川陽介君	委員	大西陽君
委員	奥山かおり君	委員	加納由美子君
委員	真保誠君	委員	谷守君
委員	中山義隆君	委員	西川剛君
委員	湊祐介君	委員	村上緑一君
委員	山居忠彰君		

出席説明員

市 長	渡 辺 英 次 君	副 市 長	法 邑 和 浩 君
総 務 部 長	大 橋 雅 民 君	市民自治部長	藪 中 晃 宏 君
健康福祉部長	東 川 晃 宏 君	経 済 部 長	鴻 野 弘 志 君
建設水道部長	千 葉 靖 紀 君	総 務 課 危 機 管 理 監	阿 部 弘 君
財 政 課 長	佐 藤 寛 之 君	保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長	佐 藤 祐 希 君
農業振興課長	藤 田 昌 也 君	畜産林務課長	徳 竹 貴 之 君
都市マネジメント 課 長	土 田 実 君	財 政 課 副 長	千 葉 玲 君
農業振興課副長	市 橋 信 明 君	畜産林務課副長	太 田 幸 兵 君
商工労働観光課 副 長	佐 藤 政 臣 君	都市マネジメント課 副 長	佐 藤 志 津 子 君
都市マネジメント課 主 幹	檜 木 孝 士 君	施 設 維 持 セ ン タ ー 副 長	庄 野 幸 治 君
総務課行政係長	吉 尾 涉 君	財 政 課 契 約 管 財 係 長	大 前 忠 士 君
畜 産 林 務 課 林 務 係 主 査	小 林 宏 之 君	商工労働観光課 観 光 係 長	成 田 慎 哉 君
教 育 委 員 会 教 育 係 長	中 峰 寿 彰 君	教 育 委 員 会 教 育 係 長	三 上 正 洋 君
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	須 藤 友 章 君	教 育 委 員 会 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	古 川 優 君
教 育 委 員 会 社 会 教 育 課 長	武 山 鉄 也 君	教 育 委 員 会 中 央 公 民 館 長	千 葉 真 奈 美 君
教 育 委 員 会 合 宿 の 里 ス ポ ー ツ 推 進 課 長	坂 本 英 樹 君	教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 副 長	友 田 正 樹 君
教 育 委 員 会 社 会 教 育 課 副 長	佐 藤 和 佳 子 君	教 育 委 員 会 合 宿 の 里 ス ポ ー ツ 推 進 課 副 長	上 川 学 君
教 育 委 員 会 学 校 教 育 係 課 長	岡 村 慎 哉 君	教 育 委 員 会 学 校 給 食 セ ン タ ー 主 査	梶 山 理 恵 君

教育委員会  
学校給食  
センター主査

布川優作君

教育委員会  
中央公民館  
企画運営係長

工藤雅史君

病院事業者  
副管事業  
市立病院  
医事課院長

三好信之君

市立病院  
経営管理部長

中舘佳嗣君

田上泰成君

#### 事務局出席者

議会事務局長

穴田義文君

議会事務局  
総務課長

岡崎忠幸君

議会事務局  
総務課主査

中井聖子君

議会事務局  
総務課主任主事

駒井靖亮君

(午前10時00分開議)

○委員長(喜多武彦君) ただいまの出席委員は全員であります。これより本日の委員会を開きます。

---

○委員長(喜多武彦君) 本日の会議録署名委員は、9月16日の予算決算常任委員会で指名のとおりであります。

---

○委員長(喜多武彦君) 本日は委員外議員として、十河剛志委員外議員が出席しております。委員外議員の発言は常任委員会設置時に許可されておりますので、御報告いたします。

---

○委員長(喜多武彦君) それでは昨日に引き続き、一般会計歳入歳出決算について、質疑を行います。

第6款農林水産業費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。石川陽介委員。

○委員(石川陽介君) 早速ですが、林業振興費、有害鳥獣防止対策事業について、お尋ねをいたします。まず、有害鳥獣による農林畜産業への被害は毎年多大なものとなっているかと存じますが、過去3年間の被害額をお知らせください。

○委員長(喜多武彦君) 小林畜産林務課林務係主査。

○畜産林務課林務係主査(小林宏之君) 石川委員の御質問にお答えします。

過去3年の被害額ですが、エゾシカについては令和元年度7,924万2,000円、2年度1億1,823万1,000円、3年度7,606万5,000円、ヒグマについては元年度2,169万8,000円、2年度3,828万8,000円、3年度4,086万2,000円です。アライグマについては元年度272万8,000円、2年度1,007万7,000円、3年度1,706万2,000円です。

以上申し上げ、答弁といたします。

○委員長(喜多武彦君) 石川委員。

○委員(石川陽介君) 毎年、非常に大きな被害が出ているということで、承知いたしました。

次に、令和3年度予算では、有害鳥獣防止対策事業内に狩猟免許取得助成が計上されておりましたが、決算には計上されておられません。つまり、今回で言うと、狩猟免許取得助成はなかったということ、免許取得者はいなかったということでお間違いありませんでしょうか。あわせて、直近の助成活用実績及び猟友会の年齢構成などはいかがでしょう。よろしくお願います。

○委員長(喜多武彦君) 小林主査。

○畜産林務課林務係主査(小林宏之君) お答えいたします。まず、令和3年度の狩猟免許取得実績についてですが、こちらについてはありませんでした。

次に、直近の助成実績についてですが、平成29年度2人、30年度1人、令和元年度1人とな

っています。令和4年4月1日現在の猟友会会員の年齢構成ですが、20代が1人、30代が2人、40代が6人、50代が7人、60代が9人、70代が11人、80代が4人、計40人です。

以上申し上げ、答弁とします。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） 今回で言うと、若い方がやはり少ないというところもありますが、免許取得、担い手の育成も含めて免許取得に対して、現状の対応策として、ほかにはどのようなものがあるのでしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 小林主査。

○畜産林務課林務係主査（小林宏之君） お答えいたします。狩猟免許取得に対する現状の対応策は、市からの助成が銃については6万円、わなについては1万円、JAのほうから組合員に対して、銃については3万円、わなについては5,000円、中山間農業・農村活性化事業から農業者に対して、銃については3万7,000円、わなについては1万9,000円となっています。

以上申し上げ、答弁とします。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） なかなかこういった助成があるにもかかわらず、募集というか、担い手がなかなか出てこないということが現状としてあるのかというところで思いますが、最後になのですけれども、農林畜産業への、北海道内でも足寄町や沼田町をはじめ、有害鳥獣の防止の対策としての狩猟分野の地域おこし協力隊として採用され、足寄町や沼田町などで採用されて、そのままハンターになっている地域などもあるようですが、今後の担い手確保については、士別市としてはどのようなお考えでしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 徳竹畜産林務課長。

○畜産林務課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

今後の担い手確保というところにつきましては、引き続き捕獲従事者の活動支援をするため、北海道猟友会士別支部と連携をして、担い手確保に努めていきたいと考えておりますが、先ほども年齢構成も申し上げさせていただきました。なかなか若手が、人がいないというところもあります。そういったところでいきますと、今委員からありましたとおり、他地域での協力隊としての活動というもの、その活動内容や地域おこし協力隊として非常に重要になる活動終了後の就労関係なども調査していく中で、まずは今いる士別市の地域おこし協力隊で活動している方々に、そういった他地域での活動内容というのを紹介をしながら、また士別市の有害鳥獣被害の現状ですとか、支援の内容なんかの情報提供を行っていきたいと考えておりますし、狩猟活動を主とする新たな地域おこし協力隊の募集などについては、そういった他地域の活動状況の確認と併せた既存の地域おこし協力隊員への情報提供、そういったところを踏まえて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。真保 誠委員。

○委員（真保 誠君） 私のほうから林業費、林業振興費の中の森林整備促進事業について質問いたします。

この事業につきましては、令和2年度から始まっていると思います。この事業内容について、概要を御説明お願いいたします。

○委員長（喜多武彦君） 太田畜産林務課副長。

○畜産林務課副長（太田幸兵君） お答えいたします。

森林整備促進事業、事業内容でございますが、平成31年に施行されました森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律によりまして、本市が策定しました森林環境譲与税の活用に向けた基本方針に基づきまして、森林環境譲与税を活用しまして、適切な森林の整備や、その促進につなげる取組を進めるものであります。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） これにつきましては、今ありましたとおり、森林環境譲与税の活用ということであります。以前に一般質問の中でお聞きしたときに、この基金に積み上げていくというお話がありました。現在の基金積み上げの状況はいかかなもののでしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 太田副長。

○畜産林務課副長（太田幸兵君） 現在の基金の積立状況であります。令和3年度末の基金残高につきましては、4,697万1,000円の残高となっております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） この残高が残っている中で、今現実に令和4年度が動いているわけですが、今現在の今年度の状況につきまして、現況をちょっとお知らせいただけますか。

○委員長（喜多武彦君） 太田副長。

○畜産林務課副長（太田幸兵君） お答えいたします。

今年度の事業の状況であります。私有林の間伐ですとか、森林整備、その他市内の林業事業体の担い手対策などを令和3年度からの継続事業に加えまして、こちらにつきましては、4年度予算の内容になりますけれども、市内の林業事業体に対しまして、新規事業といたしまして、林業機械の導入支援助成金を創設したところでございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 森林に関わる業態につきましては、非常に新規に参入される方が少ない。加えて、担い手不足というのは、非常に現実に考えるわけでありまして。この中で、いろいろ説明書の中には書いてございますけれども、森林整備の担い手推進事業について、もう少し力をいただけないかと。そして、これだけ士別市の中に森林、私林入れて、たくさんございますし、特に私林については、非常に手が入っていない。それから、かなり以前からの所有者が全然手

を加えていない状況が非常に目立つわけでありますので、この辺はどうお考えかお尋ねいたします。

○委員長（喜多武彦君） 徳竹課長。

○畜産林務課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

お話の森林環境譲与税につきましては、私有林の整備というところで、実際、士別市の中にも委員お話のとおり、手つかずで、整備があまり進んでいない森林が多くあるというのも現状であります。

まず、森林環境譲与税、おっしゃられるとおり、担い手対策に積極的に活用していくというのがありますが、まずは私有林の未整備のところをしっかりと所有者の同意を得ながら、計画を立てて整備をしていくというのが、まず第一に重要なところとして考えております。

ただ、そういった事業を整備をするに当たって、その森林整備の受皿となる市内林業事業体における担い手不足というのはしっかりとこちらのほうでも対策をしていかなければいけないと思っております。令和3年度からやってきました意向調査等々、私有林の意向調査等々をやっているながら、実際にこれから、実際の整備に入っていくわけですが、私たちが関係機関との協議をしながら、また特に林業事業体の担い手支援ということに対しましては、市内の林業事業体の方々と協議をしていく中で、実際にどういった方策がいいのかということの協議もしながら、4年度の予算計上にも当たっております。今後においても、実際にこれからの必要な措置はどういったものなのか、当然、譲与税の範囲内という形にはなりますけれども、しっかりと協議をしていながら進めていきたいと考えておりますし、本市が掲げるゼロカーボンの達成、こちらの達成をしていくためにも、森林吸収量を増やしていくということが必須となっております。士別市有林はもちろんのこと、広大な面積を有する私有林の整備についても、しっかりと進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） この森林整備事業につきましては、国有林、それから道有林含めて、私林含めて、市有林含めまして、非常にスパン的に、3年、5年、10年で成り立つものではないと思います。特に森林事業につきましては、それこそ、30年、50年、100年スパンで考えていかなければ、将来の森林事業に対して、非常に我々も関わっているわけです。その点、こういったせっかく事業費があるわけですから、その辺を含めまして、特に森林の整備については、さらに一層の理解と協力をしていただいて、森林を守ると。特に士別市の場合は、非常に森林が多いので、その辺も含めまして、今後何とか推進、展開していただきたいと思います。

終わります。

○委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） それでは、農林水産業費の中で、農作物栽培試験、栽培技術向上推進事業について伺います。

それで、農林水産業費の科目なんですけど、いつも思うことは、農林水産というのが本市に対応するものがあるのかどうか。本来農林業費に改めるべきだなという、個人的に思いますので、このことは答弁を求めません。

それで、この事業の中で、つくも4号の特産品化に向けた普及を推進したとあります。そこで、この取組経過と、それから令和3年度の結果、さらに増反に向けた推進状況、あわせて、今後の種子の確保について伺います。

○委員長（喜多武彦君） 市橋農業振興課副長。

○農業振興課副長（市橋信明君） お答えいたします。

まず、つくも4号の特産化に向けた取組についてですが、平成28年度に札幌市の納豆製造業者でつくも4号を原料とした茶豆のなっとうの販売を開始して以降、29年に豆腐、30年に北広島市の納豆製造業者によるはまなす茶豆納豆、つくも4号の雑穀、令和2年に冷凍蒸し大豆の販売が開始されるなど、原料供給量が少しずつではありますが、増加する中、実需者の製品製造に影響が出ないように、市内農業者の協力を得て、原料の供給を行ってきたところであります。

令和3年度におきましては、実需者への安定供給、そして生産いただく農家の所得確保を目的にJA北ひびきの御協力をいただき、旭川市の大豆卸業者に出荷し、実需者へ供給する新たな仕組みを確立してきたところであります。市内での事業拡大に向けては、つくも4号の認知度向上を図るために、2年5月から家庭菜園用として、種子の販売を開始し、3年度については、道の駅の御協力をいただき、5月からつくも4号乾燥豆、6月からはまなす茶豆納豆の販売を開始したほか、試作品製造に係る原料提供などを支援を行ったことにより、同年7月からつくも4号大福、つくも4号シフォンケーキ、本年3月からマドレーヌが道の駅で販売されるなど、需要の拡大が図られております。今後におきましては、需要が少しずつ増加しておりますので、産地として、安定供給していく必要があると考えております。これまで、大豆の作付については、毎年農家の元に足を運びまして、作付をお願いして、何とか作付していただいて、原料を確保しているというのが状況でございます。

種子につきましても、農家のほうにお願いして、何とか種子を確保して、今年度、当初育種家からいただきましたつくも4号の大本となる種子については、増殖をしていく中で、来年度に向けて、新たな種子更新というものも、育種家のほうからお話しいたいておりますので、来年度はそういったものも増殖しながら、種子の安定供給というのも図っていきたくて考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 今、増反に向けては、個々に農業者と向き合っているということなのですが、もちろん、その中でいろいろな特性だとかというのはお話ししていると思うのですが、通常、新しい作物、あるいは品種の導入するときには、その特性を十分把握することが大事だと思います。それで、特に収益性、これはいろんな見方があるのですが、単位面積当たり



の平年収量、それから通常の販売価格、それに特にコストの分、経費をどれぐらいかかるのかという、含めた収益性を把握する。さらに、収穫作業を円滑に進めるために、この特性、例えば、この品種は早生なのか、中生なのか、あるいは晩生なのかも含めて把握が必要だと思います。それで、先ほど冒頭言ったように、個々に農業者と向き合っているということでもありますけれども、これらをきちっと実績を踏まえて、資料化をして、農業者と向き合っていくのが必要でないかと思いますが、この点について、どういう見解をお持ちか伺いたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 藤田農業振興課長。

○農業振興課長（藤田昌也君） お答えさせていただきます。

今、大西委員のほうから御提言をいただきましたつくも4号の特性、また収益性等々、今後資料にまとめまして、育成者権者であります元農業応援アドバイザーの三分一先生にも確認をさせていただきながら、そういった資料をまとめて、公表に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） ぜひ、そのほうがより推進がしやすくなるのではないかという気がします。

それで、先ほど種子の確保は十分だと、進めているということなのですけれども、この種子については、御承知のとおり、2018年でしたか、4月、平成30年だと思いますけれども、主要農作物種子法が廃止をされて、これを受けて、この種子を守るために北海道はじめ、幾つかの県で条例を制定して取り組んでおります。つくも4号については、どのような位置づけになっているのか。それから、今個人的に研究者の方が育種をして、つくも4号を作ったわけですけれども、将来的、現在も含めてのほうがいいかな。知的財産権は今後どういうふうになっていくのか。この点について、確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 藤田課長。

○農業振興課長（藤田昌也君） お答えさせていただきます。

つくも4号につきましては、平成31年の2月11日に農林水産省の種苗法に係る品種登録がされたところでございます。その後、三分一先生との間に、士別市と通常利用権の設定ということで、平成31年2月から令和25年2月11日までということで、通常利用権の設定をさせていただいております。申し訳ありません、間違えました。令和2年4月1日から、令和7年3月31日までということで、5年間の通常利用権を設定させていただいております。

そこで、今お話がありました種子の保存の方法等々、育成者権者の三分一先生の御意向もありますので、そういったことも含めまして、三分一先生と今後いろいろと協議をさせていただきたいと考えているところです。

以上であります。

○委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 三分一先生とは、令和25年というから、最初に言ったとき、びっくりした

のですけれども、令和7年まで。そして、令和4年ですから、あと3年ぐらいですか。あと2年か3年。その後、どうなるかというのは具体的に話を進めているのでしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 藤田課長。

○農業振興課長（藤田昌也君） お答えいたします。

その後のお話は、これは三分一先生の権利なものですから、その辺も含めて、いろいろ先生とお話をさせていただいているところなのですけれども、先生の年齢のお話とか、いろいろございますので、そういったことを含めて、さらに協議を進めて、今後どういった契約が好ましいのかといったことも含めて協議をさせていただきたいと考えております。

○委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 優秀な作物がせっかくできたのですから、種子は極めて大事なことでありますから、しっかり進めていただきたいということを申し上げて、次の質問でいいですか。

次、グリーンパートナー推進事業、この事業は開始以来、今日まで一定の成果が得られている事業と評価をしております。そこで、令和3年度は婚活イベントに6名の方が出席をしたと。それから、近隣婚活イベントに1名の方が出席したと。それぞれの内容と支障のない範囲で結果について、お聞きしたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 市橋副長。

○農業振興課副長（市橋信明君） お答えいたします。

まず、グリーンパートナー推進事業につきましては、JA北ひびき、農業委員会、市などで構成します担い手支援協議会が事業主体となりまして、農業後継者の配偶者対策として実施しました事業に対して補助する事業となっております。

令和3年度につきましては、当初1日開催の婚活イベント、宿泊を伴う農業体験を通じた交流事業、婚活イベントの参加費の一部を助成する事業と、3事業を計画しておりました。ただ、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、8月頃に開催を計画していました農作業体験を通じた交流事業については中止し、残り2事業を実施してきたところであります。1日開催の婚活イベントにつきましては、11月13日に旭川市内のレストランを貸し切りまして、コロナ対策を取る中で開催してきております。事業内容につきましては、6人の農業男性が参加し、1対1のトークをはじめ、食事をしながら会話を楽しむディナータイムなど、交流を深めながら、農業男性1名が女性参加者とマッチングし、連絡先を交換したという実績となっております。

もう一つ、婚活イベントの参加費の一部を助成する事業につきましては、農業男性1名に対して、参加費の一部を助成しております。参加されたイベントにつきましては、本年1月に旭川市内で開催されておまして、食事をしながら交流を深めるイベントとなっており、終盤に連絡先を交換するタイミングもございましたが、残念ながら交換には至らなかったということで、参加者から御報告をいただいているところであります。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） この事業、非常に先ほど言ったように、一定の成果が得られておりますけれども、今、出会いの方法、いろんな形が最近ありますから、その辺と、この事業ときちっと連携できるような、そんな仕組みも少し検討して行って、できるだけこの事業を続けていただけたらと思います。このことについて、見解はいかがでしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 藤田課長。

○農業振興課長（藤田昌也君） お答えさせていただきます。

グリーンパートナー事業につきましては、出会いの場の一つと私ども捉えております。今、大西委員からも御提言いただきましたいろいろな事業の展開があるのだろうと、私たちが捉えているところがございますが、それらを含めて、JA北ひびき、また、そのほかの関係団体とも検討を進めて、また今まで参加していただいている農業男性等々にもいろんな形で、ミーティングといったような形で協議を進めている場もありますので、そういった声を聞きながら、本事業を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（喜多武彦君） 第7款商工費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。石川陽介委員。

○委員（石川陽介君） 商工費、観光費、観光イベント推進事業にて補助をしているスノーモビルランドイン士別についてお聞きいたします。

冬の体験型観光として取り組まれてきているスノーモビルランドイン士別ですが、市内はもちろん市外から訪れ、楽しまれている方のお話も多く聞いております。そこで、まずは過去3年間の利用者数と収支についてお知らせください。

○委員長（喜多武彦君） 成田商工労働観光課観光係長。

○商工労働観光課観光係長（成田慎哉君） お答えいたします。

スノーモビルランドの令和3年度までの過去3年間における利用者数と収支についてでございます。まず、利用者数につきましては、元年度1,532人、2年度1,018人、3年度1,089人となっております。

次に、収支についてでございますが、収入につきましては、回数券や現金売上げ、広告収入なども含め、元年度収入117万円、2年度収入57万円、3年度収入64万円となっており、支出につきましては、燃料費や修繕費、保険料などを含め、元年度支出が262万円、2年度支出が222万円、3年度支出が217万円となり、これに市からの事業費に対する補助金を加え、収支の均衡が図られているところでございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） 元年度がすごくよかったというところで承知いたしました。ちょっと、こういった状況が元年から少し下がったりとしている中で、市の内外に住まれている、場所にか

かわらず、雪の多い北海道の冬を楽しむ体験型観光として、スノーモビルに乗れることやバナナボートに揺られることは観光、日常の遊びとしても、コンテンツとして十分な魅力があると考えているところではあります。しかし、現状でいいますと、一方では、利用者が増加していないというところでございます。その理由はどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 佐藤商工労働観光課副長。

○商工労働観光課副長（佐藤政臣君） お答えいたします。

利用者が増加しない理由といたしましては、もちろん、コロナウイルス感染症の影響によるイベントの中止や外出自粛の傾向といったものも要因と捉えてはおりますが、それまでのコロナ禍以前におきましては、スノーモビルランドといったものを知っていただくための周知の取組といったところは、もちろん行ってきているところではあります。ただ、周知を図る上での手法等にはいろいろな工夫が必要だったのではないかとといったところを一つの理由と考えているところです。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） 周知の方法ということで、もちろんコロナの影響というところもあったかと思えます。

それで、観光だけの話ではないのですけれども、こういった事業など、一般の会社とかもそうだと思うのですけれども、やはり事業を始める際に、続けるときに、どんなお客様、どんな層に来てもらいたいのか。その層に対して、どのようなアプローチをするか。結果として、どのような結果であったかという。そして、その結果、これからどうしていきべきかということをお返していくことが、非常に重要なことだと思っているところではあります。実際、今スノーモビルランドにつきましては、ターゲットですとか、市内外の利用者の割合ですとか、どのような家族ですとか、そういった構成の方がいらっしゃるのかですとか、そういったところを一つお聞きしたいのと。

もう一つがそういった方々から結果として、どのようなよい評価、悪い評価含めて、フィードバックがあったのかというところ、またそのフィードバックに対して、どのような改善の取組をしてきたのか。先ほども申し上げましたが、ターゲットの設定をした後に、そのターゲットに対して広告を打つことが大切だと思いますが、今やスマホ一つでも、多くの情報を収集できる時代となっておりますし、もちろん紙媒体も市内では、市内外ともに流通されておりますので、これまでどのような広告宣伝、PRを行ってきたのか、こちらをお知らせいただければと思います。

○委員長（喜多武彦君） 成田係長。

○商工労働観光課観光係長（成田慎哉君） お答えいたします。

まず初めに、ターゲット層についてでございます。これまで市民の余暇活動の一環として位置づけ、事業展開を図ってきており、スノーモビルランドの運営において、明確なターゲット

の設定はしておりませんでした。

次に、市内外の利用割合についてでございます。スノーモビルランドの受付窓口では、チケット販売のみ行っておりまして、利用者の住所などの確認はしておりません。そのため、市内外の利用割合は把握できていないのが状況となっております。

次に、どのような構成の方が利用しているかについてでございます。実行委員会に確認したところ、家族連れが多いと聞いているところです。ただ、個人で来た方に話を伺いますと、本市に来ていた試験隊の方の利用も多くあるということをお聞きしております。

次に、意見収集など改善に向けた取組は行ってきたのかの部分についてでございます。これまで実行委員会では、ターゲットを絞ることやニーズに基づいた改善は行ってきておりません。ただ、利用拡大に向けた取組としては、バナナボートなどを活用するなど、実施を行って来たところでございます。今後につきましては、訪れた方への簡単なアンケートを行うなど、実行委員会の中で改善に向けた検討をしていきたいと考えております。

最後に、これまでどのようなPRを行ってきたかでございます。これまで行ってきたPRにつきましては、道北地域のフリーペーパー情報誌は～ベすとにて広告掲載のほか、モトクラシーなどの観光情報誌や、ゴルフ場を活用することから、ゴルフ雑誌であるGOLF FANにも施設情報を掲載してきております。

また、市のホームページやフェイスブック、それから広報を活用するほか、羊と雲の丘、道の駅、翠月のほうにもポスターを掲示して、PRを行ってきております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） 様々な対策といいますか、バナナボートを導入したりといったことで工夫をされてきたということと、あとは広告宣伝でいいますと、紙媒体ももちろんのこと、ウェブ、SNSなども使われてきているということで承知いたしました。

最後になりますが、観光における取組につきましては、直接効果、間接効果と様々な経済効果が士別市にとって、大きな効果を持つてくると考えております。その中で、市内、市外をすみ分けながら、呼び込むターゲット層の設定、そこに対するアプローチなど、購買心理8段階を意識したPRの取り組み方などが重要になってくると考えております。それぞれの段階でアプローチがありますが、先ほど既に導入されているSNSですとか、ポスター、パンフレット、リーフレット、看板サイン、デジタルサイネージなど、こういった媒体などもたくさんある中、道の駅をはじめ、士別市内外の施設、または店舗にも御協力をいただきながら、まち全体でスノーモビルランド士別の楽しみ、価値を伝えていければと。そして、お客様を呼び込んでこれたらと考えております。財政健全化に取り組む状況下で難しいところだとは存じておりますが、今後はどのように予算を組み、取り組んでいくかのお考えをお聞かせください。

○委員長（喜多武彦君） 佐藤副長。

○商工労働観光課副長（佐藤政臣君） お答えいたします。

今後の観光情報の情報発信における取組につきましてですが、スノーモビルランドといったところだけに限らず、本市の観光に対しても情報発信、PRというのは、とても非常に重要なことだと考えてはおります。これまでも、こういった情報誌や観光雑誌等にそれらを利用したアナログといった形での情報発信といったものに加えまして、今後におきましては、先ほど委員からもお話のありました取組の方法といたしまして、例えばインターネットによるプロモーション動画の配信だとか、SNSを活用したデジタルでの情報発信、こういったことを行う、それで本市に来ていただく、そういった取組などもありますし、また初めて、例えば本市に来られる方でいきますと、そういった情報の取得だけではなく、来た方にすぐ分かっていただけるような、例えば見てもすぐ分かる看板の設置、これにつきましても、設置をする場所だとか、見せ方、そういったことを工夫することなど、手法は様々なものと考えてはおります。今後につきましては、限られた予算の範囲の中で、より効果的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 石川委員。

○委員（石川陽介君） 観光課でやはり始まるかとは思いますが、士別のファンづくりをこれからも続けていくためにも、市内への経済効果を高めていくためにも、広告宣伝対策、さらにはサービスの向上、内容の充実をますます図っていただければと思います。

○委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） それでは、羊のまち士別振興対策事業について伺います。

これは、決算額、予算額同額の225万円で行っております。この事業は、観光プロモーションやイベントなどを通じて、羊のまち士別のPRをサフォークランド士別プロジェクトに委託をして行っていますが、既にプロジェクトのほうから実績報告書が出されているとは思いますが、具体的な取組の内容とこの効果について、どのように現在捉えているのか伺います。

○委員長（喜多武彦君） 成田係長。

○商工労働観光課観光係長（成田慎哉君） お答えいたします。

まず初めに、私のほうから取組内容について、お話いたします。まず、本事業につきましては、観光協会や、サフォーク研究会、羊の生産者で構成されるサフォークランド士別プロジェクトが実施する取組に対し、補助金を交付してきている事業でございます。令和3年度を取組内容についてですが、コロナウイルス感染拡大の影響から、参加を予定しておりました道外のイベントは中止となりましたが、札幌市内飲食店と連携いたしました士別サフォークラムのオリジナル料理を提供するなど、本市をPRしたほか、札幌市において、キッチンカーによる士別サフォークラム商品の販売を行ってきているところでございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 佐藤副長。

○商工労働観光課副長（佐藤政臣君） 私のほうから、この取組におきます効果といったところに

つきまして、お答えさせていただきます。

今、お話がありましたとおり、これまで、サフォークランド士別プロジェクトにおきましては、広く取組を行ってきているところであります。この取組によります効果といったところにつきましては、各種イベントに参加することで、羊のまち士別を周知をしてきているということにより、多くの方に本市の魅力を知ってもらうことができたといったところが、そういった効果があったと捉えております。この効果の検証についてなのですが、関係人口の増加といったところを評価軸の一つに考えているところであります、その確認といたしまして、ふるさと納税の寄附件数や寄附額の増加といったところが指標の一つと考えております。これまでの取組によりまして、ふるさと納税の寄附件数、寄附額につきましては、平成30年度にありました件数が1,175件あります。それが、令和3年度には2,655件といったところまで増加しており、寄附額におきましても、3,713万3,000円、それが6,618万5,000円まで増加するという一方で、おおよそ件数、寄附額それぞれ約2倍ほど増加していたところにつながっているものと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 第8款土木費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。西川 剛委員。

○委員（西川 剛君） 8款土木費、道路橋梁費のうち、除雪対策事業費についてお聞きいたします。

これから冬がやってまいりまして、約半年間雪の中で過ごす私たちにとっては、大きな事業でございます。そこで、本市の除雪対策事業費についてでございますけれども、本市の極めて厳しい財政状況ということで、当初予算措置が難しい中で、令和2年度から補正予算によって予算化、事業執行をいたしております。3年度についても同様でございます、令和3年第3回定例会で補正予算として予算化、事業執行したところでございます。委員会のほうに提出いただいております決算書等については、除雪対策事業費について、不用額などの資料は記載などはあるのですけれども、実際の決算額は幾らだったのかというものが分かる資料が今ありませんので、この委員会の中の質疑で確認をしたいと思っています。まず最初に、事業実績の概要としまして、3年度決算額の全体、それから士別地区、朝日地区の地区ごとの道路除雪延長、それぞれ決算額対予算額、不用額について教えてください。

○委員長（喜多武彦君） 庄野施設維持センター副長。

○施設維持センター副長（庄野幸治君） お答えいたします。

予算時、決算時ともに、除雪距離は車道557.6キロメートル、歩道48.2キロメートルのうち、士別地区は車道493.9キロメートル、歩道45.9キロメートル、朝日地区は車道63.7キロメートル、歩道2.3キロメートルとなっております。予算額は士別地区4億5,202万8,000円、朝日地区6,657万2,000円、合計5億1,860万円です。決算額は士別地区4億1,747万4,000円、朝日地区6,340万2,000円、合計4億8,087万6,000円です。不用額は士別地区3,455万4,000円、朝日地

区317万円、合計3,772万4,000円です。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 全体で、不用額でございますけれども、3,772万4,000円ということで答弁いただきました。資料として、不用額調べなどには理由を明示いただいておりますけれども、改めて、令和3年度の不用額の理由についてお知らせください。

○委員長（喜多武彦君） 庄野副長。

○施設維持センター副長（庄野幸治君） お答えいたします。

不用額の主な理由は積雪量が少なかったことにより、委託料で排雪台数の減少、使用料及び賃借料でコロナウイルス感染防止のため、イベントが中止及び降雪量、積雪量が少なかったことによる除雪機械借り上げ時間の減少となっております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 令和2年度の冬は大変な冬だったのですけれども、昨年振り返ると、そこと比較すると大幅に降雪量、積雪量も少なかったということで、結果、決算額に不用額が生じたということで承知をいたしました。そこで、今いただきました不用額理由に積雪量が見込みを下回るというのは記載がございます。積雪量が少なければ、結果、今ありましたとおり、排雪作業が少なくなるよということだと思っておりますけれども、見込みという部分なのですが、本市においては、いわゆる平年の降雪量、積雪量なるものがあって、毎年の予算の積算にこういう見込みが前提となっていると思うのですけれども、いわゆる士別市の平年の降雪量、積雪量、そして、令和3年度実際どうだったのか、実績について教えてください。

○委員長（喜多武彦君） 庄野副長。

○施設維持センター副長（庄野幸治君） お答えいたします。

平成28年度から令和2年度の5か年の平均値としまして、士別地区降雪量6メートル23センチ、最大積雪深1メートル21センチ、朝日地区降雪量6メートル76センチ、最大積雪深85センチです。3年度実績は士別地区降雪量5メートル61センチ、最大積雪深1メートル4センチ、朝日地区降雪量6メートル25センチ、最大積雪深が84センチです。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） これは自然相手でございますので、そこに対して、どのような備えをしていくのかと、結果どうだったのかということで、予算決算上では差が出るということは、一定やむを得ないと思っておりますが、できれば今年の冬も安全安心な士別の環境づくりに御尽力いただければと、安全な作業で、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

最後に、この問題、今るる御答弁いただいている部分でありますけれども、除雪対策事業費、毎年のことでもありますので、経常的な経費という位置づけではあろうかと思っておりますが、予



算措置の状況、今、決算額も5億円を超える大きな事業費になっている事業でございます。今申し上げた市民の冬の安全、快適環境、ここに関わる事業でありますので、できますれば、来年以降は、決算書の中で、事業費をきちっと明示していただいて、そういった資料作成の段階なのか、公表なのか分かりませんが、この事業として、しっかりと市民に伝わるような、そんな作成の見直しもお願いしたいなと思うのですが、こちら、いかがでしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤寛之君） お答えいたします。

主要成果の記載の方法についての御質問であったかと思っておりますけれども、決算書自体の様式については、自治法の施行規則のほうで様式が定められていますので、こちらは変えることはできないのですが、主要成果を説明する資料については、任意の様式ということになっていて、地方公共団体の長の判断でよいとされております。実際に一部の経常経費も成果報告の中に掲載をさせていただいておりますので、今御質問あったとおり、土別の冬の皆さんの関心事でもありますし、予算規模からいっても、次回から決算資料のほうには、市がしっかり分かるような形で整理をさせていただきたいと考えているところです。また、これに限らず、分かりやすい資料作成に努めていきたいと考えていますので、他市の状況等も踏まえながら、ホームページですとか、アプリの活用なんかも踏まえて、しっかり分かりやすくお伝えできるように検討してまいりたいと思っています。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。佐藤 正委員。

○委員（佐藤 正君） 私は公営住宅の整備事業についてお伺いしたいと思います。成果報告書では、53ページであります。

今年度の用途廃止の移転状況はどうなっているか、お知らせください。

○委員長（喜多武彦君） 佐藤都市マネジメント課副長。

○都市マネジメント課副長（佐藤志津子君） お答えいたします。

令和3年度の移転補償費についてですが、当初予算におきまして、公営住宅等長寿命化計画で用途廃止を予定しております、三望台、西栄、つくもの3団地の入居者15戸、150万円を計上したのに対しまして、三望台団地からの移転者3戸、37万4,000円の実績となっております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 正君） 三望台の移転は3世帯ということで。あと、ほかの用途廃止になっている西栄団地、つくも団地の移転状況は、お願いします。

○委員長（喜多武彦君） 佐藤副長。

○都市マネジメント課副長（佐藤志津子君） お答えいたします。

3団地の当初の移転の計画ですが、各団地の除却の年度までの移転を予定しておりました。三望台団地が令和6年度まで、西栄団地が3年度まで、つくも団地が2年度までの移転化計画

となっていたところなのですが、財政健全化実行計画などにより、除却事業自体が凍結しておりますので、解体が延期になっておりますことから、移転につきましても、入居者の希望により期間を延長しているところでもあります。つくもと西栄については、現在3戸の入居があるところですが、

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 正君） この団地から移転したとしても、今説明があったように、すぐ団地の解体だとか、そういうことは財政面のほうからできないということで、そこに住みなれた方が、まだ用途廃止の団地に住んでいるということだと思います。

今後の移転計画と、あと今後の用途廃止の住宅についても分かれば、お知らせください。

○委員長（喜多武彦君） 土田都市マネジメント課長。

○都市マネジメント課長（土田 実君） お答えいたします。

今後の用途廃止の団地についてであります。今現時点で進めております3団地以外の団地について、現在見直しをしております長寿命化計画において、どの時期に用途廃止、または建て替えなどを、今精査しているところでもあります。それを踏まえまして、確定した団地について、その時期に適正に今後においても、住民説明会、移転に関わるアンケートなどを行いながら、入居者の移転時期、移転先、立地や間取り、家賃の希望などに沿えるように、複数の移転先候補を用意するなど、引き続き丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 正君） やはり入居者にしてみれば、住みなれた地域を離れたくないとか、もろもろの事情があると思いますので、残っている世帯の対応については、慎重に対応をしてもらいたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 第9款消防費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。加納由美子委員。

○委員（加納由美子君） 防災対策推進事業について伺います。

非常時の備蓄の内容について伺いたいと思います。備蓄品として、176万5,000円ということで資料に載っておりますが、毎年同じくらいの金額の備蓄品を買い換えているのでしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 吉尾総務課行政係長。

○総務課行政係長（吉尾 渉君） お答えいたします。

毎年同程度の事業費がかかっていくのかということに関してなのですが、士別市の災害時防災備蓄計画に基づきまして、備蓄の計画は進めてございます。この備蓄計画、昨年度まで5年間を、まず計画の年度としておりまして、この5年間で防災の食料品ですとか、生活用品、また資機材といったものを整理してございます。事業費については、年度ごとに大きくばらつきはあったものの、資機材などを整備した年度につきましても、約800万円、900万円とい

った事業費がかかっていた年もございますが、今後におきましては、資機材の中でも生活用品ですとか、食料品、そういったものを賞味期限が来たものだけを更新していくという形になっていきますので、今後の事業費につきましては、同程度もしくは、もうちょっと少ない部分で推移していくのではないかと考えているところです。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 加納委員。

○委員（加納由美子君） その中で、今年度の支出の明細を見させていただいたのですけれども、気になったことが幾つかありまして、生理用品が1種類しか買っていないというのがまず気になりました。あと、もしかしたら、もう在庫であるのかもしれないのですけれども、非常時には断水や停電がつきものであると思いますが、おむつ等は買っているのですけれども、消毒用のおしぼりであるとか、赤ちゃんのお尻拭き等はないので、これは在庫として、もう既にあるということでしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 吉尾係長。

○総務課行政係長（吉尾 渉君） お答えいたします。

赤ちゃんのお尻拭きなど、そういったものに関しましては、ティッシュペーパー、トイレットペーパーといった部分ですとか、ペーパータオル、そういったものに関しては、備蓄をしているような状況になります。そういったもので代用していくような形になろうかと思えます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 加納委員。

○委員（加納由美子君） 代用はちょっと難しいと思いますので、今後考えていただきたいと思えます。あと、賞味期限、消費期限が近くなったものは順次入れかえて循環させていると思うのですけれども、循環させる先の取扱いはどのようになっているのでしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 吉尾係長。

○総務課行政係長（吉尾 渉君） 消費期限が近づいたものの利用についてです。

防災備蓄計画では、賞味期限1年を切ったものについて、自主防災組織の訓練や学校における避難訓練などで配付をして、防災や備蓄に対する意識高揚に活用することとしています。このことに基づきまして、賞味期限が近づいた食料品などについては、自治会と協働で実施した避難訓練や学校などの防災講話時に配付したほか、粉ミルクなどの物資については、保健センターの乳幼児の相談時などに配付をしているところです。そのほか、昨年10月に実施しましたまなびとくらしのフェスティバルにおいて、主催者の消費者協会を通じて、市民に配付するなど、各イベントにおいても、防災意識の啓発とともに有効に利用している状況でございます。このことについては、今後におきましても、継続していきたいと考えているところです。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 加納委員。

○委員（加納由美子君） 備蓄品に関しては、やはり万が一に備えるものであると思えますので、

災害の少ない士別市においては、循環させていくということが基本であると思います。その中で、最近ここ一、二年特に言われているのが、女性の生理の貧困ということがいわれています。生理の貧困というよりかは、生理SOSだねと、女性の中では話をしているのですけれども、循環させるときに、生理用品を公的機関、例えば市役所だったり、学校のトイレ、図書館等に置いておくという発想も今後持っていただきたいなと思いますけれども、女性にとっては、男性はそれでお金を払うことはないのですけれども、女性は定期的にお金を払うわけで、余計な出費であるということ。あと、トイレットペーパーと同様にそれらがあるということは、とても大切なことだと思っております。そのようなお考えを今後持っていただけますでしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 阿部総務課危機管理監。

○総務課危機管理監（阿部 弘君） お答えいたします。

ただいま御指摘のあった件につきましては、今後前向きに検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 加納委員。

○委員（加納由美子君） ぜひ前向きによろしくお願ひしたいと思えます。

最後の質問をさせていただきます。備蓄品が、多分想像するに、多くの場所にいろんなものが置かれていると思うのですけれども、今年度から担当部署が変わったということで、鍵の場所であったりとか、物がどのようにあるかということが周知徹底されているか、いざというときに、多分混乱すると思うので、そこが気になりましたので、これを最後の質問とさせていただきます。

○委員長（喜多武彦君） 吉尾係長。

○総務課行政係長（吉尾 渉君） お答えいたします。

避難所で必要となる資材の場所ですとか、その管理の具体的な方法のお話に対して、回答させていただきます。

今年度、避難所を開設する訓練を行いまして、その際にこういった場所にこういった資機材があるんだよ、その鍵はどういった場所にあるのだよという訓練を実施したところです。今後におきましても、庁内でそういった避難所の開設訓練などにおきまして、避難所の開設を想定した動きに関して、周知徹底を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。真保 誠委員。

○委員（真保 誠君） 私から消防費、同じく防災費の中の同報系防災行政無線デジタル化事業についてお尋ね申し上げます。成果報告書の53ページとなります。

この中で、既に予算組みで実行されている話でございますので、この決算として、2億1,813万円ということが計上されております。デジタル化によって、今までと違った何かメリット、それから届く範囲、こういうところが変わったのかどうかお尋ねいたします。

○委員長（喜多武彦君） 吉尾係長。

○総務課行政係長（吉尾 渉君） お答えいたします。

まず、今回設置したデジタル方式に変わりました、電波が変わったというところで、以前のアナログの方式よりもクリアな音質でお届けすることができるという点がメリットとなります。範囲の部分につきましてですけれども、今回整備した工事につきましては、市役所に設置しております親局をはじめ、市街地及び朝日をはじめとした各出張所にごございます屋外拡声子局、中継局等を更新するとともに、温根別地区には新たに簡易中継所を整備したところでございます。そのほか、そのデジタル電波に対応する戸別受信機を整備したというのが、今回の工事となります。

その中で、電波の届く範囲という部分になりますけれども、整備の更新については、戸別受信機に電波を届けるのだよというところから、これが確実に受信できるという部分で親子局、中継局、簡易中継局、再送信子局ごとに電波がどういった方向に飛んでいるか、また電波がどこまで届いているのか、受信のためには、普通の戸別受信機だけでいいのか、屋外の外部アンテナが必要となるのかといったところの電波の伝搬調査というものを実施しております。この調査の結果、温根別地区、上士別地区、朝日地区の山沿いですとか、山岳部、山の中については、電波の受信できない場所はあるものの、市民が居住している地区につきましては、地区によってはアンテナの設置が必要な地区もごございますが、電波の伝搬ですとか、受信については問題ないものとなっております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 今これだけの範囲で届くということで認識いたしました。それで、今後デジタル化工事終了後なのですけれども、耐用年数というか、この機械がどの程度続けて使われるのか、そのものによって、いろいろ違うと思いますけれども、2億円以上の金額を使っているわけですので、今後大規模な支出が見込まれるような工事があるとなれば、耐用年数としてどれくらいおおむね見ているのかというところをお尋ねしたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 吉尾係長。

○総務課行政係長（吉尾 渉君） お答えいたします。

耐用年数には、委員お話のとおり、設備によって異なってくるものとなります。実際、拡声子局などをつける電柱のような鋼管のポールにつきましては、30年、市役所のサーバー室内に設置しております親局の直流電源装置、こういったものについては7年から9年、各子局の無線機につきましては10年、親局のサーバー、パソコン関連の電子機器につきましては5年、サーバーの制御基盤については10年、市民の戸別につける受信機につきましては10年、各機器に入っているバッテリーなどについては3年から5年という耐用年数となっております。

過去にアナログ無線時に寄せられていたこういった設備の大きなトラブルといたしましては、屋外の防災無線など、同軸ケーブルの接続部分から雨水が混入しまして、防災無線が流れなく

なったことなどがございます。今回、整備しました子局につきましては、設備などについて、拡声子局の放送ができなかった場合ですとか、停電などの状況によりまして、放送ができなかった場合は、個別に、その施設ごとに市役所の親局にて、状況が確認できるような仕様となっております。不具合が発生した場合は、原因解消のために現場に赴き、修繕を実施することとなります。戸別受信機につきましても、故障状況によって対応が異なるというところにもなりますので、貸出ししている機械に関しては個体差などもあるものと考えておりまして、機器の故障、その都度に修理、交換をしていきたいと考えています。

以上のことから、各機器により耐用年数が異なってくるため、アナログの無線機器や設備のときと同様に、毎年保守点検を実施しながら、不具合があれば、都度修繕をしていきたいと考えています。

私からは以上です。

○委員長（喜多武彦君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 最後にちょっとお願いがございます。これから冬になりまして、防災無線等が非常に聞きにくい状況になってまいります。ぜひ、この辺をどういうふうに対応するかということも含めまして、冬の中での防災、要するに、防災の、皆さん市民に伝える一つ改善策、それから対処をしていただいて、お願いをいたしまして、質問を終了します。

○委員長（喜多武彦君） 次に、第10款教育費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。湊 祐介委員。

○委員（湊 祐介君） 私からはスポーツ合宿推進事業について、成果報告書61ページにある合宿の誘致活動を行い、交流人口の拡大を図った、まずこの内容について教えてください。

○委員長（喜多武彦君） 上川合宿の里・スポーツ推進課副長。

○合宿の里・スポーツ推進課副長（上川 学君） お答えいたします。

事業といたしましては、道内外からの合宿に訪れる各実業団や大学の陸上競技をはじめ、トリアスロンやスキーなどの受入れや新規合宿団体の招致を行政のみならず、合宿の里士別推進協議会とともに事業を進めてきております。令和3年度の具体的な事業といたしましては、合宿の招致活動におきまして、11月に開催されます実業団女子のクイーンズ駅伝、1月の実業団男子ニューイヤー駅伝、同じく1月の大学男子の箱根駅伝につきましては、開催地を訪問いたしました。招致活動を行ってきたところです。このほか合宿団体への農産物の送付を行っております。

次に、合宿の受入れ活動におきましては、士別と旭川、千歳空港間の合宿者の送迎、合宿団体との意見交換会や差し入れ、練習環境の提供、合宿の里士別推進協議会が実施します歓迎活動事業や陸上合宿選手との交流事業などに対しまして、補助を実施してきたところでございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 湊委員。

○委員（湊 祐介君） 新規事業も含め、交流人口の拡大を図っていただけているということで確認いたしました。今、少しお話しいただいた中に差し入れという部分があったのですが、私も実際、士別市で合宿を何回も行う中で、士別市のきめ細やかな対応をしていただけるといふのと、競技以外にもまちのつながり、人と人とのつながりの在り方、交流人口を増やすためにもおもてなしというのが必要不可欠だと思っております。改めて、この考え方にどのような考えを今後お持ちかというのを少しお聞かせください。

○委員長（喜多武彦君） 坂本合宿の里・スポーツ推進課長。

○合宿の里・スポーツ推進課長（坂本英樹君） お答えいたします。

士別市の合宿におきましては40年、朝日地区につきましてはもう50年以上の歴史があります。今委員のお話のとおり、人とのつながりを大事にして、この間、合宿の招致、また拡大に努めてきました。今後においても、委員のお話のとおり、このようなつながりを大事にしていくことは士別市の合宿地の魅力だと思っております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 湊委員。

○委員（湊 祐介君） 最後になりますが、さらなる士別市の魅力の発信の考え方が必要ではないかと思っております。もちろん、各チームの考え方にもよりますが、休養となれば、自分の時間ができますし、そういったチーム、競技団体との広がりを考え、拡散という手段として、新たな取組も重要ではないかと思っております。士別市のアピールする方法など、今後の考え方をお聞きして、この質問を終わりたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 坂本課長。

○合宿の里・スポーツ推進課長（坂本英樹君） お答えいたします。

合宿団体への今後のアピールの仕方、方法の考えはということの御質問だったと思います。これまで合宿団体の招致ですとか、合宿に来られるチームへの差し入れにつきましては、地元の銘菓ですとか、地元のトマトジュース、野菜、地ビール、地酒、ほかには特産品のジンギスカンなど、本市の食の魅力を発信してきております。このような取組で、過去には、日本オリンピック委員会とのパートナー都市協定の際に、トマトジュースをJOC会長に贈呈したのですが、JOC会長も後日、再度このトマトジュースを取り寄せていただいたり、また合宿に訪れる監督の御家族も士別のおいしいお菓子を再度取り寄せていただくような形で、合宿の本市の魅力の発信やPRの効果にはつながっているものと考えております。

また、士別市の宿泊施設においても、地元の食材を活用したおいしい料理を提供して、こちら情報発信につながっているのかなと思っております。委員のほうから、士別に訪れる合宿選手のおもてなし、またPRの拡大というところの意味合いも含まれていたかと思いますが、今例えば士別に訪れる陸上合宿の選手の状況でいきますと、朝昼晩の食事前にロードトレーニングですとか、体幹トレーニングを毎日トレーニングを行っている状況です。数少ない休息の時間、こちらは、各それぞれの、おのおのの休息の時間を優先してあげている

と。優先して、自分のリフレッシュできるような休憩の仕方、体の休め方をしているということでお聞きしています。ただ中には、みずからお店に出向いて、士別市のおいしい食材ですか、おいしいスイーツを食べているという選手もいると聞いていますし、中には、宿泊先の温泉で知り合った市民の方と親しくなって、御自宅まで行って食事をしたりという人とのつながりもたくさん出てきていると、つながっているということでお聞きしているところです。

先ほどもお話ししたとおり、本市の合宿を進める上では、市民と合宿選手のつながりがとても大事な取組だと思っていますので、今後においても、行政のみならず、合宿の里士別推進協議会と連携しながら、人とのつながりを大切にして、招致活動に励んでまいりたいと思っています。

また、今後さらなる魅力やPRのために、特産品の販路、また販売拡大を進める経済部とも連携を図りながら、士別の魅力を発信していきたいと思っています。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 湊委員。

○委員（湊 祐介君） 次に、高齢者学習推進事業、事業内容の検討について、新規事業ということでお伺いいたします。

まず、この事業の予算89万1,000円に対して、不用額42万5,000円。この理由についてお聞きしたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 工藤中央公民館企画運営係長。

○中央公民館企画運営係長（工藤雅史君） お答えいたします。

不用額の主な理由といたしましては、本事業の学習拠点として使用する市民文化センターが令和3年6月と9月に新型コロナウイルス感染拡大の影響により、臨時休館したことに伴い、基礎講座の士別学、教養、暮らしコースを各10回から各8回に変更したことによる講師謝礼と教材費の残となっております。

次に、自主企画活動においては、講師謝礼を必要とする活動の発足数を当初5団体と見込んでおりましたが、初年度ということもあり、なかなか活動の発足まで至らず、1団体の実績となったことによる、講師謝礼の残となっております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 湊委員。

○委員（湊 祐介君） 次に、事業内容について、より詳しく確認させてください。成果報告書56ページにあります講座の実績内容や参加人数など、できる範囲、分かる範囲でよろしいので教えていただきたいです。

○委員長（喜多武彦君） 工藤係長。

○中央公民館企画運営係長（工藤雅史君） お答えいたします。

講座内容の実績についてでございますが、基礎講座につきましては、士別学、教養、暮らし、3コースを実施しております、各8回、合計24講座実施しております。士別学の主な内容に



ついてであります、道の駅 羊のまち侍・士別の施設見学、士別サムライブレイズについての学びと交流、映像で見る士別の歴史などを実施してきております。

次に、教養コースについてでございますが、外国の文化を学ぶ講座、ドローン操縦とプログラミング体験、環境問題についての講座などを実施しております。

次に、暮らしコースについてでございます。マイナンバーカードについての学び、スマホの使い方、アルツハイマー病についてのなどの講座を実施してきております。

次に、登録者数についてでございますが、令和2年度は、九十九大学大学院に42人の学生が在籍しておりましたが、3年度は、九十九大学大学院に在籍する20人に、学び舎つくも新規登録者60人を合わせた計80人となり、学び舎つくもに移行したことで、登録者数が約2倍に増加しております。

次に、基礎講座参加者数についてでございますが、1講座当たり平均約37人が出席しております。登録者80人に対して、46.2%の割合となっております。なお、延べ参加者数につきましては、893人となっております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 湊委員。

○委員（湊 祐介君） 次に、この事業は九十九大学の募集を停止し、登録型の学び舎つくもに移行した新たな新規事業として認識しておりますが、令和3年度の実績結果の検証などを踏まえ、どう捉えているかお聞きしたいです。

○委員長（喜多武彦君） 工藤係長。

○中央公民館企画運営係長（工藤雅史君） お答えいたします。

実績の検証についてでございますが、学び舎つくもでは、登録者の学習ニーズを把握するため、半期に一度基礎講座についてのアンケートを実施しております。アンケート結果といたしましては、よい、普通、悪いの3段階の評価をいただいております、よいと回答された方が年間63.5%、普通と回答された方が35%、悪いと回答されている方が1.5%となっております。アンケートの結果から、令和3年度に実施した内容はよい、普通と回答した登録者の方が98.5%となっていることから、一定程度、対象者のニーズに応じた内容を編成していると推察しております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 湊委員。

○委員（湊 祐介君） これらを踏まえて、今後の取組として、多世代との交流を増やしてもらいたいのはもちろんですけれども、スポーツ選手との交流も含めて機会があるのか、今後の取組について考えがあればお聞きして、この質問を終わりたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 千葉中央公民館長。

○中央公民館長（千葉真奈美君） 御質問にお答えいたします。

スポーツ選手との交流の機会ということでお伺いいたしました。令和3年度、先ほど工藤係

長から申しあげましたように、土別サムライブレイズについて学びまして、その後、グループごとに選手と交流する機会を実施いたしました。登録者の反応ですが、今後もぜひ応援したいという声も聞かれましたとおり、応援する皆様の気持ちが高まったと思っております。今後スポーツ選手を講師に招いて、基礎講座を実施することというのは登録者の学習の成果などを適宜判断しながら、ニーズと合致した際には、ぜひ実施してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。西川 剛委員。

○委員（西川 剛君） 私も社会教育費のうち、2事業にまたがるのですけれども、社会教育総務費、子どもの学習・生活習慣定着推進事業、それから公民館費のうち、子ども文化活動推進事業について、お聞きをいたします。

まず、この事業、それぞれ事業概要と令和3年度実績についてお知らせください。

○委員長（喜多武彦君） 佐藤社会教育課副長。

○社会教育課副長（佐藤和佳子君） お答えいたします。

初めに、チャレンジ寺子屋の事業概要につきましては、望ましい学習習慣及び生活習慣の定着と主体的に活動する力及び他者と協働する力を身につける場を提供することを目的とし、小学3年生から6年生までを対象に夏冬の長期休業中に宿題等を行う学習活動と翔雲高生が企画するゲームなどの各種体験活動を実施しています。令和3年度の実績につきましては、各日において、30人程度を募集し、夏の参加児童数は47人、冬の参加児童数は37人であります。

次に、土曜子ども文化村の事業概要につきましては、文化活動や職業を学ぶ機会を通じて、子供たちに体験的な学びを提供することを目的としています。小学4年生から6年生を対象に、建設業などの職業体験、油絵体験などの文化体験、土別の自然や歴史を学ぶ体験を3つの体験館に分けて実施しています。3年度の実績につきましては、事前登録制で各館15人程度を募集し、職業体験館は16人、文化体験館は15人、ふるさと自然歴史体験館は12人であり、登録児童総数は25人であります。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 主要施策の成果報告書などにも、今お答えいただいた数字も記載ありまして、こちら、令和3年度も新型コロナの影響などによって、中止、あるいは開催回数を減らすことをしてきたんじゃないかなとは思いますが、事業、過年度比較、そういった意味では直接的な比較は難しいのではないかと思います。この間の事業に関わります参加人数の推移について教えてください。

○委員長（喜多武彦君） 佐藤副長。

○社会教育課副長（佐藤和佳子君） お答えいたします。

過去3年間の推移で申し上げますと、チャレンジ寺子屋は、令和元年度夏の参加児童数が44人、同年冬の参加児童数が34人でありまして、そのうち夏と冬の両方に参加した児童が23人で、

全体の68%です。2年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、夏冬の両事業を中止しました。3年度夏の参加児童数は47人、同年冬の参加児童数は37人で、そのうち夏と冬の両方に参加した児童が25人で全体の68%です。

次に、土曜子ども文化村は令和元年度の登録児童総数は32人でありまして、2年度は登録児童総数が21人、そのうち元年度にも登録していた児童は13人で、全体の62%です。3年度の登録児童総数は25人で、そのうち2年度にも登録していた児童は10人で、全体の40%です。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 今、お聞きしている中でいきますと、チャレンジ寺子屋についても夏参加された児童が冬も参加をします。また、公民館事業を入れますと、土曜子ども文化村については、対象者が、4年、5年、6年ということでもありますので、恐らく今言っている部分でいくと、参加者数の半分とまでは言いませんけれども、やはり4年生に参加した児童がよかったのだということで3年継続して参加するんじゃないかなということ。私も子供ら2人それぞれ御世話になっているものですから、本当にいい事業だと思っているところではありますが、そういった部分、今数字いただきますと、やはり参加者のいわゆる固定化ではないのですが、もう少し幅広に参加拡大ができる機会がないものかということをございまして、実際、成果報告書の中にも、参加者数、そういった部分では、そういった記載、評価はないのですけれども、いわゆる全市的な参加というものを難しいのか、そういった部分、把握されていること、分析されていることがありましたら、教えていただきたいと思えます。

○委員長（喜多武彦君） 武山社会教育課長。

○社会教育課長（武山鉄也君） 今、委員から御質問のありました全市的な参加というところをございます。

実績から申し上げますと、令和3年度の夏に開催した寺子屋につきましては、5校ということで、内訳としては士別小学校、南小学校、上士別小学校、多寄小学校、温根別小学校ということで、糸魚小学校からの参加はございませんでした。冬につきましても、士別小学校、南小学校、多寄小学校、温根別小学校ということで、上小と糸魚小学校については参加の実績はないということになります。ただ、参加人数につきましては、例えば3年度の夏につきましては、上士別小学校については4名の児童が参加しているということで、全体の児童数から比較すると、参加している割合は高いほうなのかなという分析がございます。あわせて、温根別小学校も4名ということであります。糸魚小学校につきましては、令和3年参加がないということで、実は遡って元年についても参加がございません。またさらに遡るとということになるのですが、平成30年には1名、29年、28年にはそれぞれ2名ずつということでございます。全市的な参加の部分についても、こちらのほうで日程とか、あとは時間とか、場所とか、様々な検討をしているところをございますけれども、児童、そして家庭の部分の用事といいますか、そういう部分についての参加の偏りというものは、実際はあるのかなと考えております。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 詳しく参加学校についてもお知らせいただきました。先ほどの前の質問でもお聞きして答えていただいているとおり、参加された児童は本当にいいと思って、寺子屋なんかは継続して参加をされるのですよね。ただ、やはり私が思うのは、地域的な市内で1か所、1回限りしかできないものですから、そこに参加機会がもう少し幅広にできないものかということでございまして、今の課長の答弁でも、家庭環境等々ということがあったのですけれども、あえて、2つ事業を取り上げておまして、いずれも校外活動でもありますけれども、やはり校外活動の中で、学習機会をもっと言えば、寺子屋なんかについては学習の定着を目指していくということで、極めて学校につながっていく大事な事業だと思いますので。例えば、一つの案として、小学校であれば、通学タクシーを、実は学校のときにはタクシーを使っている、学校の統合もありますので、そういうふうに児童の足をということで確保しているのですが、当然この事業、平日ではなくて、土曜日、日曜日、まして、寺子屋の場合は平日もありますけれども、こういった部分で参加機会の拡充ということで、こういった通学タクシー、この力を使って何とか機会に触れていただくような、そんなことが検討できないかなという思いがございます。

実際、今年度の部分になりますけれども、習い事応援タクシーの送りの部分だけでも、助成がありますけれども、そういった子供たちの機会を何とか確保しようという中で、様々な部署は違いますが、取組も見受けられるものですから、この部分、今後の事業に関しての、いわゆる送迎を含めた部分で検討の余地はあるのかどうか、その部分の見解をいただきたいと思えます。

○委員長（喜多武彦君） 武山課長。

○社会教育課長（武山鉄也君） お答えいたします。

まず、送迎の部分についての御提案でございます。一つの案ということでございますので、事例としてはございますが、もちろん送迎、学校の通学、タクシー、ハイヤー、自宅のほうまで迎えに行き、学校のほうに送迎をするという部分が社会教育事業に適応されれば、もちろん参加しやすい環境になるとは、一つにはなると思えます。ただ、参加できない要因、今委員がおっしゃったとおり、送迎、送ることができないという要因も考えられますし、例えば、ふだんから行っている少年団活動や習い事、そのような事由も考えられますし、例えば土曜日、日曜日は家庭の時間だと考えている御家庭もあるのかなと思っております。実際に、その送迎、実際に同じように取り組むとなったら、かなりの費用と、あとは調整等々が必要というところもなっておりますので、社会教育事業、参加趣旨に賛同する方ということでございますので、可能であれば、例えば路線バスの御利用、家庭では例えば近くのバス停まで、申し訳ないですけれども、例えば御送迎いただいて対応いただくとか、そのような対応とかも各家庭、もしくは先ほど言ったように、地域によって固まって参加するという、多分お友達のお誘い合わせだと思っておりますが、そのような乗り合わせとか、そのような手法についても、御検討をいた

だきたいと考えています。

また、そのほかの部分でございますが、参加者の部分の、例えば増へ向けての取組ということでございますけれども、寺子屋や土曜子ども文化村につきましては、年度のときに日程を決定するのですけれども、そのときには例えば地域のお祭りとか、あとは学校の学芸会とか、運動会とか、そのような日程については、なるべく回避するようなことで参加しやすい体制を構築しています。

また、事業の部分の、社会教育的な事業の観点になりますけれども、地域の方の御協力をいただいております。寺子屋については、学校の教職員、学校側やっていないですけれども出勤しているので、その中の御支援、翔雲高校のボランティア局を中心とした生徒、そして文化村につきましては、企業や社会教育団体という方の御協力もいただいている中でございますので、日程の決定、また場所等の決定にはその方の部分も考慮の範疇において実施しているところでございます。

また、児童の部分なるべく学校単位ではなく、交流ができるようにということでございますので、会場についてもなるべく広い会場ということで、一番屋根があって広いところという考え方でいうと、文化センターの研修室ということで、実施しているところでございます。

今後についてというところでございますが、委員御提案のとおり、学習習慣、生活習慣についてはとても大切だと思っておりますし、学力・学習状況調査においても、家庭学習の時間については全国平均に比べてはちょっと下回っているという分析も出ております。社会教育のほうで行うこの事業については、家庭への学習習慣、習慣づけるきっかけづくりと考えております。御家庭、例えば参加した御家庭でも家庭に帰って、どう実践するかということが大切であると考えているところです。その中で、社会教育の関係につきましては、やはり強みを生かして、家庭の御協力、もしくは学校の御協力はもちろんのこと、この事業に支援していただいている地域の方々、その方の連携により、今後とも望ましい生活習慣の推進とか、部屋の提供、機会体験の提供を継続してまいりたいと考えているところです。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） まだ、教育費の質疑は続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩といたします。

---

(午前11時45分休憩)

(午後1時30分再開)

---

○委員長（喜多武彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育費の質疑を続行いたします。

教育費について、御発言ございませんか。西川 剛委員。

○委員（西川 剛君） 教育費、保健体育費のうち、学校給食センターの管理運営事業についてお

聞きいたします。決算書が124ページから127ページ、主要施策の成果報告書は63ページ、また質問の中で関係します決算資料については、各種団体の運営に対する主な補助金調べというところが該当するかと思います。

今回、この質問に当たりまして、決算委員会で委員会を通じて資料の要求をさせていただきました。市内の小・中学校10校ごとの児童・生徒数、給食提供数等の資料について提出をお願いしまして、御用意いただいております。ありがとうございます。

早速質問させていただきますが、給食センター管理運営事業のうち、士別市学校給食会に対する学校給食会運営及び給食費徴収事務補助金、決算額110万円となっておりますけれども、この補助金の補助目的についてお伺いします。

○委員長（喜多武彦君） 梶山学校給食センター主査。

○学校給食センター主査（梶山理恵君） お答えいたします。

士別市学校給食会に対する学校給食会運営及び給食費徴収事務補助金につきましては、調理の際に出たごみの処理費用ですとか、学校に徴収員を派遣して、給食費の円滑な徴収を行うことで、学校給食会運営の強化を図るということを目的としています。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 士別市の補助金については、事業を支援するいわゆる事業補助と団体の運営に関わる運営補助というのがありますけれども、学校給食会に対する補助金については、どちらになりますでしょうか。教えてください。

○委員長（喜多武彦君） 梶山主査。

○学校給食センター主査（梶山理恵君） お答えいたします。

補助金の性質につきましては、団体運営補助です。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） そこで、補助金に関しては、現在も士別市では補助金ガイドラインというのを設けていると思いますけれども、この運営補助金の取扱いについては、どのような取扱いになっていますでしょうか。お願いします。

○委員長（喜多武彦君） 梶山主査。

○学校給食センター主査（梶山理恵君） お答えいたします。

ガイドラインにおける運営補助金の取扱いにつきましては、政策的補助金として、団体運営補助のうちの市施策補完型補助です。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 市施策補完補助ということでございますけれども、運営補助でありますので、この分、繰越金額と補助金額についての関係について、説明いただければと思います。

○委員長（喜多武彦君） 梶山主査。

○学校給食センター主査（梶山理恵君） お答えいたします。

士別市学校給食会の令和3年度決算による、まず繰越金の額は170万7,512円です。3年度の補助金の額は、学校給食会の運営に要する塵芥処理費用として32万円、給食費の徴収に要する徴収員の報酬として78万円で合計110万円です。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 少し過去の繰越額もちよっと調べたのですけれども、今言っていたいた令和3年度の繰越額170万円。ただ、振り返ってみれば、実は、学校給食会の各年度の繰越額というのは、かなり増減がありますけれども、それに対して補助金は一定110万円だと。補助金の性質上と、また必要経費という部分で、ここ数年、ずっと110万円だと、そういう補助金だということで、まず抑えさせていただきます。

そこで、さきの第2回定例会において、私、新型コロナウイルス感染症の対応として、コロナ疑いとなる本人や同居家族の風邪症状によって、学校が出席停止措置を行っているという、この間の対応に対して、給食費の軽減が必要ではないかということをお求めてきております。当時の答弁では、学校給食会の取決めということで、現在そういった部分での軽減がないということで答弁いただいておりますが、今回の決算委員会に当たって、3年度の具体的に数字としてどうなのだという小・中学校における出席停止者数、当時の議会では約2,700人ということで答弁いただいていた。随分大きな数だなと思っていましたけれども、なかなか新たな対応として、軽減が必要ではないですかということに思いを強くしたところでありますが、今回手続によりまして、小・中学校10校ごとにおける児童・生徒数、そして3年度における給食提供数、並びにコロナ感染による欠席数及び学級閉鎖等、感染疑いにより出席停止となった数、これを学校ごとで分かる資料ということで、資料要求いたしまして、作成いただいたところ。配信もされておりますので、作成いただきました資料について、説明部分があれば、説明お願いしたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 梶山主査。

○学校給食センター主査（梶山理恵君） 今回提出しました決算審査に係る資料について御説明いたします。

初めに、士別市学校給食会の令和3年度の実績としまして、5月中に給食を食べた児童・生徒の人数と1年間の食数を記載しています。各校の内訳は資料に記載のとおりでして、児童・生徒の人数は合計1,059人、食数は合計で20万1,520食です。

次に、出席停止を受けたが、給食費の徴収対象になった児童・生徒の食数です。内訳は学級、学年閉鎖及び臨時休業による理由の食数と個人が出席停止を受けた食数、その合計食数を記載しています。こちらも各校の内訳は資料の記載のとおりで、全体の合計は7,598食です。

次に、学校保健安全法施行規則に基づき、出席停止になった児童・生徒の延べ人数となって

います。内訳は陽性が判明して出席停止となった人数、濃厚接触者に特定された場合などの人数、児童・生徒本人や保護者に感染に関わる不安がある場合の人数、その合計人数を記載しています。各校の内訳は資料に記載のとおりで、全体の合計は3,019人です。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 出席停止者数のうち、さきの議会の答弁であった給食予定からの個人単位での停止や追加の変更、この取扱いについても答弁いただいています。土曜日、日曜日、祝祭日を除き、変更を希望する日の4日前までに連絡をいただくことによって変更することとし、停止については期間が連続して3日間以上である場合は、その分の給食費を徴収していないということで答弁いただいています。

今お示しいただいています資料のうち、まず、配食数が20万1,520食、そして食べていないけれども、出席停止などによって、食べていないけれども、給食費用としては徴収を受けたということなので、お支払いをしたという数が7,598です。それで、今申し上げた、さきの議会の中で答弁いただいた変更が効いた、または3日間以上連続して休みなどがあったので、それによっての変更ができたということで、その数というのは、今説明いただいた、この表の中では入っているのか、入っていないのか。そこの細かいのですけれども、確認だけさせていただきます。

○委員長（喜多武彦君） 布川学校給食センター主査。

○学校給食センター主査（布川優作君） 表のほうのただいま御説明いたしました7,598食のほうには、変更が効いた分につきましては、変更個人の理由、変更理由です。こちらについて、学校給食センターのほうは学校より変更理由を必要としていませんので、その数字には含まれていない状況になります。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 恐らく、今いただいている7,598食というのは、私の受け止めですけれども、違ったら指摘いただきたいのですが、臨時休業等の部分は、学校自体のクラスや、学校は休業していますので、給食センターの調理、配食もなかった。個人の場合は、恐らく、多くは、学校給食センターはこの時点で把握できていませんので、調理し、配食をし、ただ結果的には資料作成のときには分かっているので、実績として、実は食べていなかったけれども、徴収はさせていただいたよということだと思います。だから、作っていない、だけれどももらったという人と、作って食べなかったけれども、もらった人というのが7,598食の内数ではないかなと思うのですが。今、さきの質問のときにも出ました、当然ながら、出席停止の状況というのは資料作成でいくと、学校給食センターは、表の左の話は分かっているのですけれども、御説明いただいた中ほどに書いている実態というのは、今回の決算委員会で求めて、教育委員会の学校教育からもらってくっつけたという状況だと思います。だから、私も初めてこの数字は確認



しましたし、内部的には、それを確認し合う状況があるかどうか分かりませんが、改めてこの数字で出していただいたということでもあります。

そこで、当然、年度中の変更については、現在のルールで決まっているよと。ただ、今作っていただいた資料を見れば、やはり7,598食分、小学校では251円ですか、中学校295円ですか。その平均等とかけていけば、おおむね200万円ぐらいが給食費として頂いているけれども、結果もらった児童・生徒は食べていなかったということが、この数字だと思うのですが、改めて1食当たりの今後の部分になりますけれども、返金に当たっての補助金制度というのが、検討を僕はすべきだと思うのですけれども。なぜならば、前回も質問したとおりです。コロナによって、これまでどおりじゃない状況ができたので、これまでどおりのルールに不具合があれば、当然その対応としての仕組みの変更は必要じゃないかと思うわけでもありますけれども。この点、実はほかの例でいけば、今年度の6月議会で、補正予算、既に議決をしておりますけれども、食材費の高騰対応として、市の補助金を用意して、学校給食会に今年度としても補助金として入れていると。振り返っていけば、コロナが最初に始まったときの学校休業、全国的な休業に対しての食材費等の部分で、後ほど100万円を超える補助金も入れたという事例がありますから、そういった部分では各個別頂いている給食費、やはり提供できていない、食べていただけていない部分なので、すっきりとお返しすると。そういうことの検討、改めてできないか、作っていただいた資料からも必要じゃないかと、私はさらにその気持ちを強くするところでもありますけれども、現時点の考え方、お伺いいたします。

○委員長（喜多武彦君） 古川学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（古川 優君） ただいまの御質問に関しては、個人単位での出席停止と学校臨時休業及び学級、学年閉鎖時の2つに分けてお答えいたします。

まず個人単位での出席停止分の給食費の返金についてです。個人単位での出席停止は、国が感染拡大の予防を目的に、学校保健安全施行規則によって定めたものであり、本市も同様の基準としております。欠食に当たり、学校からは食数の変更連絡があるのみで、児童・生徒個人を特定し、そのような理由で出席停止をしたかは個人情報保護の観点から示すことはできません。給食センターと学校とが個人単位での感染症関連の情報を共有するためには、全ての保護者から承諾を得ることが必要になり、個人単位で返金するには児童・生徒の個人情報取扱い、保護者の理解、公平性を確実なものとして、実施しなくてはなりません。現状では、補助として、市が負担し返金することはできません。

次に、学校臨時休業及び学級学年閉鎖時の給食費の返還についてです。

学校臨時休業等の場合、本来通学する予定であった児童・生徒も自宅待機とされ、当日分の給食費についても学校給食会では給食費を支払うため徴収し、保護者に御負担いただいております。感染症に関する臨時休業等分の給食費については、同じく定められている感染症胃腸炎や溶連菌感染などを理由とした出席停止や災害における臨時休業等での取扱いを踏まえると、欠席理由を特定せずに全員に返金をすることは可能です。今後、国から示される感染症の分類

指定など、判断基準のタイミングを見極めながら市の補助については検討したいと思います。  
以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 私は今の状況、今質問の中でも申し上げたとおり、この間のルールについては説明いただくとおりだと思いますけれども、今回コロナ、それも全世界的、国内においても、大人、子供かかわらず影響を受けているものでありますので、既存のルールでももちろん対応できていく部分ではできればいいと思うんですけれども、そこはやはりどうしてこうかと思うのは、子供の学習環境の周りをつくるのは私たち大人なものですから、そういう部分で変更検討余地も今の答弁でいただければ、あるのかなとも思いますし、また、議会のほうでも、学校教育、学校給食法等、法律の定めであるとか、そういった部分もまたさらに勉強しながら、この地域においてどういう機能が必要なのかと、どういうことができるのかというところも一緒に勉強したいと思いますので、今日はこの決算の数字ということと今の現時点での考え方をお聞きして、終わりたいと思います。またよろしく願いいたします。

○委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。真保 誠委員。

○委員（真保 誠君） 私から同じく教育費の社会教育総務費、そのうちの学校・家庭・地域連携協力推進事業について質問いたします。

この中に社会教育アドバイザーというポストがありますが、このポストについての役割、活動内容、この選出基準について御説明お願いいたします。

○委員長（喜多武彦君） 佐藤社会教育課副長。

○社会教育課副長（佐藤和佳子君） お答えいたします。

私のほうから、社会教育アドバイザーの役割について御説明します。

社会教育アドバイザーは、社会教育の振興及び充実を図るため、市で行う社会教育事業及び地域と学校の連携、協働して行う様々な活動が円滑かつ効果的に実施できるよう、これまでの経験で得た専門的な知識を基に指導や助言を行っております。

また、各学校運営協議会ごとに配置している複数の地域コーディネーターとの連絡調整等を行う統括的な役割を担っています。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 武山社会教育課長。

○社会教育課長（武山鉄也君） 私から選出基準、そして活動内容について御答弁申し上げます。

選出基準となっていますけれども、実際には会計年度任用職員として任用しております。その部分につきましては、今、副長が申し上げたとおり役割がございまして、地域との連携、そして学校運営協議会への助言等々の役割ということで、実際には学校教育に精通がある方、また地域との連携の部分については、社会教育についての知識、見聞のある方ということで、今その両方を満たしている方に社会教育アドバイザーとして任用して、その任についていただいている次第でございます。

続いて活動内容についてでございますが、大きく3点ございます。一つは、学校運営協議会制度の推進、もう一つは統括コーディネーターとしての役割、3つ目には社会教育への専門的な指導、助言ということで大きな3つでございます。

具体的な活動内容としては、学校運営協議会関係については、9つある学校運営協議会がございますけれども、そちらのほうの協議会のほうにオブザーバーとして毎回会議のほうに参加することによって、その協議会で抱える課題であるとか、そういうものを実際にお聞きをしているところでございます。

また、学校関係者へのコミュニティ・スクールの理解促進、これは地域もそうですけれども、学校のほうへも必要でございますので、例えば学校関係者の部分についての講話なども行っているところでございます。

続いて、統括コーディネーターの役割ということでございますが、コーディネーターの全体の部分としては、水泳、スキーの学校支援サポーターへの派遣についての調整はもとより、各所に配置している地域コーディネーターの統括的な役割として、地域コーディネーターの会議を開催して、それぞれ抱えている課題であるとか、そういうものを協議会以外の形での聞き取りを行っているところでございます。その部分についても助言等を行っています。

また、社会教育関係の部分においても、その実際の社会教育の行政に関わった部分からのものでございますけれども、今回、社会教育関係も結構事業の見直しを行っておりまして、先般から御答弁に出ている、例えば学び舎つくもでありますとか、今年度から再開したまちづくり塾でありますとか、そのようなところにその知識をいただいて、助言をいただいた中で改めてカリキュラムを構築しているところでございます。実際にその活動にも参画いただいております。その部分で参加者からの部分の感想とか、そのような部分を実際に受けて次の見直しの部分についても御助言を担当者のほうにもいただいているところでございます。

また、実際の社会教育関係職員についてのアドバイスというか、研修ということで、社会教育の事業については、やはり企画ということが結構重要になってきまして、やはり経験がなかなか短い職員ですと、なかなかそういうところに取り組む部分の姿勢とかがやはり経験が少ないという部分もございますので、アドバイザーについてはそういう部分を補うようなアドバイスも常にいただいているところでございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） あくまでもこれは採用は単年度採用ということでの考え方でよろしいですか。

○委員長（喜多武彦君） 武山課長。

○社会教育課長（武山鉄也君） 今の委員のお示しのとおり、会計年度任用職員でございますので、年度更新という形になります。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） たしか数年前までは社会教育アドバイザーという形じゃなくて統括コーディネーターという形で採用されていたと記憶しています。今の活動内容というか、それを3つ上げていただきましたけれども、要するに統括コーディネーターの仕事に加えて、ほか2つを加えたというと語弊がありますけれども、その仕事が増えたという。単純に各年度ごとにこの決算額が増えていくんですけれども、あくまでも仕事量が増えたという考え方で決算額が増えているという考え方でよろしいでしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 武山課長。

○社会教育課長（武山鉄也君） アドバイザーの業務につきましては、今、委員からお話があったとおり、元は統括コーディネーターとしての役割を担っておりました。その中でも令和2年からは先ほど申し上げた学校の部分の経験、そして社会教育の経験というところで新たなアドバイザーに来ていただいて、2年度におきましては、特にコミュニティ・スクールの推進、2年度に全ての学校に導入が済んだところではありますが、その部分に御尽力をいただいて、さらに3年度におきましては、学び舎つくもが新しくカリキュラムが組まれておりますので、その部分の助言等々も新たに入ってきておりますし、今年度におきましては、まちづくり塾、その部分においても行っているということで、実際には業務が社会教育の見地も含めて広く広がっているところでございます。

一方で決算の部分につきましては、あくまでも会計年度任用職員のいわゆる報酬単価に応じてやっていますので、その中に応じて、今取り組める課題というところにそのアドバイザーが持っている見知とか社会教育の担っている専門的な部分とかというものを担っていただいている次第でございます。

もう1点でございます、コミュニティ・スクールの推進についてでございますが、アドバイザーが配置の前でございますけれども、北海道教育委員会から学校教職員の経験がある派遣職員を士別市に来ていただいています、コミュニティ・スクールのその一番最初の土台といいますか、つくりというものは、その職員の見知をいただいて推進してきた次第であります、その職員も期間が決まっているものですから、その期間で士別市から離れていくということもございまして、また、今のアドバイザーにつきましては、道教委へ勤めた経験、そして学校のほうでの経験もございますので、要するにその任というものも引き継いでいただいている中で今現代的確な助言等をいただいているところでございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。谷 守委員。

○委員（谷 守君） それでは、私のほうから教育費、奨学資金貸付事業、貸与希望者の減少や基金の運用についてということで通告させていただきましたので、質問させていただきます。

私は今年の第2回定例会でも士別市奨学資金制度と学生支援制度の新たな展開へということで奨学金返還支援の助成制度の創設ということで提案させていただいたところありますけれ

ども、そこで確認できなかった点についてまた今回もお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

まず、令和3年度の予算額に対しての決算実績ということで、3年度は当初予算720万円立てられております。実績が312万円、約半分程度の、半分以下の実績になっておりますが、この点についてこの結果をどのように分析されているのか、まずコメントいただきたいと思ます。

○委員長（喜多武彦君） 友田学校教育課副長。

○学校教育課副長（友田正樹君） お答えいたします。

令和3年度の予算額は、委員からお話がありましたとおり720万円、そしてそれに対する実績額については312万円ということになっておりまして、3年度の実績の内訳につきましては、大学・専門学校生の貸付実績が10名、そして高校生の貸付実績が1名、計11名の実績ということになっております。直近の5年間につきましても、十数件程度の貸付状況で推移しているという状況でございます。結果の分析の大きな要因といたしましては、本市のみならず全国的に子供の数が年々減っているという状況が上げられると考えております。また、学生支援機構をはじめとします様々な貸付金制度の充実や給付型奨学金制度など、ここ数年で利用者側の選択肢が広がっていることも要因の一つとして推測しているところでございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 谷委員。

○委員（谷 守君） そうですね。今お答えいただいたとおり、令和2年度についても720万円のところ、実績342万円と、元年度についても同じ予算で372万円ということで、ほぼ半分程度の実績で推移しているんじゃないかなと思います。それで今、理由なんかも一部出ましたけれども、毎年の予算の立て方ですね、4年度についてもたしか720万円の予算額ということになっているかと思うんですけども、この予算の立て方というのはどのような考えで立ててられるのか、参考のためにお知らせいただきたいと思ます。

○委員長（喜多武彦君） 友田副長。

○学校教育課副長（友田正樹君） お答えいたします。

平成30年から720万円の予算を計上しているという状況が続いております。これは現在の基金残高で継続的に貸付事業を運営することができる金額として積算したものでありまして、仮に予算上限の720万円の貸付をし続けた場合においても、一般会計からの基金の追加積立てを受けることなく運用が可能である額として予算を積算しているところでございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 谷委員。

○委員（谷 守君） 今720万円ですと可能だと、それはちょっとまた後ほど触れたいんですけども、そこで基金の運用を、士別市奨学資金制度、奨学金支援制度についてちょっと確認したいと思うんですけども、現在の基金の総額というのは6,793万9,000円、令和3年度。こ

これは決算書上でいう債権額とこれを管理してる通帳の残高、これを総額すると6,793万9,000円になるかと思えます。事業は、この金額の範囲内で運営をしているということになります。

改めて貸付内容というのを振り返ってみますと、高校生については月額1万円の年間12万円の貸出し、そして大学生、短大、専門学生については月額2万5,000円に対して年間30万円の貸出しということになるかと思えます。一番金額の多い大学生、短大生を見てみますと、今度は返還期間、期限のほうですね、これは卒業後1年据置きで最長10年までということになっているかと思うんですけども、したがって、大学生の場合は卒業してから11年目から、長くて返還が始まるという試算になるかと思えます。現在のこの6,793万円の基金残高で私の手計算で年平均にならすと、毎月の貸出しを平均ですると、600万円ですと貸出し続けると、12年目からは逆に一般財源を放り込まなきゃならなくなるという試算が出ていますんですけども、ちょっと計算間違いかもしれないですが、その中で近年の状況、先ほど言いました300万円程度で推移しているというところであります。それで、600万円ですと少しオーバーする、毎年720万円の貸出しをしていると、本来でいけば9,000万円程度の資金枠が僕は必要になるかと思うんですけども、間違っていたら後で言ってください。その中で、現状では350万円程度で推移しているということでありますから、これをずっとこのまま続けていけば5,000万円の枠、それもそんなに要らないかと思うんですけども、その枠内でこの事業を運営していけるんじゃないかなと思えます。

さきの定例会で、この奨学資金制度の考え方、終始一貫して、私はこの問題を何回もお聞きしているんですけども、現在保有している基金の範囲内において、経済的理由で修学を断念することなく、継続して学べることを優先する中で、最大限の貸付けを行えるよう当面は現行制度を継続していく考えだということに答弁をいただいております。

過去には、大学生の月額を2万5,000円に増やしたり、期間を10年に増やしたりして、一般財源から投入しなきゃならないということはありませんでしたが、現状ではそういう形になっていない、そして現状の中で事業を運営していきたいということでありますけれども、そこで、現状の考え方から推移して、先ほども少し答弁がありましたけれども、貸付額が少ない理由、給付型奨学金の普及、また日本学生支援機構の無利子奨学金の充実、また少子高齢化により学生の減少ということで、今後においてもこの状況というのは続くかと思うんですけども、そういった意味で、この今現在の資金枠というのは要らないんじゃないかなと自分は思います。当然5,000万円の中で運営していけるんじゃないかなと思えますけれども、今、長々と述べましたけれども、この点について教育委員会の見解をいただきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

○委員長（喜多武彦君） 友田副長。

○学校教育課副長（友田正樹君） お答えいたします。

貸付金の運用の金額的な部分の説明をまずさせていただきます。

先ほど、予算の組み方ということで、720万円で予算組んで今後回していくと、一般会計か

らの基金の追加の積立てはない形で運用できるというお話をさせていただきました。現行おおよそ6,800万円の資金の中で貸付事業をやっているんですけれども、現実的には予算のほうは今、昨年の実績でいけば300万円台ということで、予算をかなり下回っている状況でございます。仮に600万円程度の金額で償還期限最大で1年猶予の後で10年間で償還する形になるんですけれども、その形で今後運用を継続していった場合、基金の残高としては一番目減りした場合でも1,000万円以上は残金のほう、残金という言い方もあれなんですけれども、基金のほうは残る形での運用となる見込みとなっております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 谷委員。

○委員（谷 守君） そこで今お話しいただきました現状の中では今後において少しだぶつき、1,000万円程度は余るような試算になるだろうという答弁をいただきました。

そこで最後、これも第2回定例会で、この士別市奨学資金制度のほかに奨学金返還支援制度の創設ということで提案させていただきました。そのときの答弁としては、この学生奨学金返還支援については、若者の経済的負担の軽減及び生活の安定はもとより、地元への定着、Uターン、Iターンなどの促進など、移住定住施策の面でも効果が望めると。そして、保育や介護といった職種の人材不足解消という点からも効果が期待されますという答弁。そして、なおかつ一方で、交付税措置が2分の1ということで、事業費の半分については単費であり、原資の確保には課題がある旨があるけれども検討いただくという答弁であったかと思います。そんな答弁の最後に提言、その答弁をいただいていますので、これ以上云々ということにはならないかと思いますが、今、基金の総額から幾らかそちらの資金にも回すことができるのではないかと趣旨の中で答弁いただきましたけれども、この奨学資金返還制度の創設に対して、それも財源の面で懸念があるということでもありますけれども、原資の確保ということで、今後より一層早く早期の取組ということを期待いたしまして、この質問を私は終わりたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） ほかに御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） それでは、同じく教育費の地域資源を活用した学校教育の推進事業という点で何点かお伺いいたします。

この事業は小学校第3学年から第6学年までの児童が市の基幹産業であります農業に関わる授業を実施したとして、令和3年度としては農業学習を実施したとしております。この学習の内容についてまずお伺いしたい。

○委員長（喜多武彦君） 岡村学校教育課学務係長。

○学校教育課学務係長（岡村慎哉君） お答えいたします。

農業学習は、学習指導要領に定められている総合的な学習の時間における単元の一つとして実施しております。全70時間のうち35時間を使い、全ての小学校で実施しているところです。総合的な学習の時間以外にも理科や家庭科などの学習内容と関連させ、教科横断的に取り組ん

でおります。3年生、4年生では、栽培の学習というところで、栽培する野菜を児童が選び、育てて収穫し、調理するといったことですか、取組をまとめ、発表することなどに取り組んでおり、5年生、6年生では、流通の学習というところで、栽培された野菜がどのように市場に出回るのかを調べるなどを行っております。みのりの先生など地域の住民から様々なアドバイスをいただきながら実施しているところです。

また、収穫期には、栽培活動でお世話になったことへの感謝の気持ちも込めて各学校で収穫祭を開催するなど、地域住民にも参加いただき、調理したものを振る舞うことなども行ってきたところですが、近年ではコロナウイルス感染拡大防止というところで、縮小した形で実施しております。取組の成果についてお互いに発表し合う場を設けているほか、教育委員会としても毎年2月から3月にかけて農業学習の成果を市民に見ていただくための展示会を実施しているところです。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それで、農業学習を実施したということでありましてけれども、計画の時点のこの事業の目的を見ますと、豊かな心や社会性、主体性を育むとともに地域を理解し、地域を愛し地域の発展を願う子供の育成を図ることを目的とすると計画時点ではそううたっておりますけれども、この具体的な農業学習の栽培あるいは流通のほかに、この目的を達成するためのいわゆるカリキュラムはあったのかどうか、この辺確認をさせていただきます。

○委員長（喜多武彦君） 須藤学校教育課長。

○学校教育課長（須藤友章君） お答えいたします。

農業学習を実施していく中で、学習指導要領に基づきます各学校でのカリキュラムマネジメント、こちらのほうで各学校で考えているところでございますが、まず、学習指導要領の中で子供たちに必要な力ということで3つの柱というものがございます。一つとしては実際の社会や生活で生きて働くための知識、技能、2つ目には未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力など、3つ目として学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性などです。これらのことを達成するために農業学習ということで取り組んだ対応となります。委員からお話がありました豊かな心や社会性、主体性を育むためということで、農業学習の取組の中でこれらのことを行ってきたということでございます。

○委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 学習指導要領の中身は分かるんですけども、私も素人として、イメージとして、農業学習で流通や栽培、それから収穫したものを地域の人たちと一緒に食する、このことは重要なことだと思うんですが、さっき言った豊かな心を云々というのは、指導要領にあるんですけども、具体的にどういうふうに指導したのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 須藤課長。



○学校教育課長（須藤友章君） 農業学習の取組の中で、例えば収穫時期を考慮した作物の選定、うまく育てるための工夫など、そういう部分につきましては、子供の主体性を育む中で教師のほうで指導している中身となります。また、先ほどまとめの活動ということもございました。GIGAスクール構想で整備しましたICT端末、これらを活用したり、インターネットでの調べ学習、発表会用のスライド資料など、そういうものを作成する中で、友達と共同でそういうものの作成に当たるというので社会性、主体性というところを指導してきているところです。また、先ほどもお話にありました収穫祭の部分の取組です。これにつきましても、地域の皆様と一緒に地域を愛し発展を願う子供の育成ということで企画をされているところです。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 三上生涯学習部長。

○生涯学習部長（三上正洋君） ただいま須藤課長のほうから豊かな心ということで具体的に述べさせていただきました。加えてということで、実際に最後のほうで農業学習販売をやっている学校がございます。対面して人と人の関わりを持つというところで、この作物を大事に育てているものを相手方に金銭を通して渡す、また、その対面を通してのコミュニケーション、そういったことを含めた中で豊かな心ということも育成しているということも補足させていただきます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 続きまして、こども夢トーク推進事業について伺います。

この事業は、未来を担う子供たちが市長と語り合う場として行う事業で、3年度は12月22日、朝日中学校で11名の子供たちが参加して、それから2月25日には土別南中学校で112名の参加によって開催をされています。3年度、これは渡辺市長就任後初めてそれぞれ夢トークを実施されております。それで、この事業は子供たちのアイデアや意見を市政に反映させる目的もあると伺っています。それで、3年度の夢トークの中で、これは子供たちの意見として、市政に取り組む必要があるなど、考えなきゃならないなということがもしあればここでお聞きしたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 千葉中央公民館長。

○中央公民館長（千葉真奈美君） 御質問にお答えいたします。

令和3年度、大西委員がおっしゃいましたように、2校実施しております。その中で、実現の時期ということですが、朝日中学校におきまして要望がありましたスキー場の魅力をより強く発信してほしいという提言がございまして、これまでも、シーズンになりますと日向スキー場とあさひスキー場の天候ですとかコンディションなどをツイッターやフェイスブックで小まめに発信しておりまして、今後もそちらは継続すると聞いております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 令和3年度はスキー場の関係がこれから検討するという事でいいんですね。

それで、これは恐縮ですけども、渡辺市長就任後初めてこのこども夢トーク推進事業を実施されたということなんで、この機会にこの事業に対する市長の思い、それから実施後の感想があればちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 大西委員の御質問にお答えいたします。

ただいまお話しいただきましたとおり、朝日中学校、それから南中学校、南中学校はコロナの関係がございまして、ウェブでズーム会議という形でやっていたので、実際参加されたのは112名ということでありまして、実際にその私と直接話したのは数名程度ということになります。

それで、大西委員から、ただいま実際にやってみて私の思いと感想ということでございますが、この事業は前牧野市長のマニフェスト事業ということで、こども夢トーク、それから子ども議会、それが始まりました。当時私は議員でしたが、夢トークは直接現地に行ってみる機会がなかったんですけども、子ども議会はこの議場で何回か拝見したこともあります。この事業は2事業同趣旨のものを持っている部分もあると思います。いわゆる子どもの権利条例に基づいて、子供の考えている思いとか考え方、それをしっかりと出せる場を提供するという、そういう意味合いもあります。

そして、子ども議会につきましては、議会で定められたルールにのっとって、そのルール内で議論すると、そういった趣旨がありますが、このこども夢トークに関しては、実際2回やってみて私の実直な感想としては、やはり少し形式が強いかどうか、子ども議会にかなり似たような形になっていまして、私としましては、できたらもうちょっと、何か質問があって返して終わりではなくて、直接やり取りしながら一つのを組み立てていく、そういった方向に少しシフトできればいいなと思っています。

それから、子供から御提案いただいているテーマにつきましても、やはりまちづくりといったものが中心になっておりまして、もちろんそれはそれで構わないんですけども、できれば子供目線として、自分の夢とか自分が将来こうなりたい、それに対してどうしたらいいんだろうとか、そういった部分にも少し触れながら話をすることによって、子供たちも少しずつ市政、あるいはまちづくり、そういったものに関心を持ってもらえるのではないかと考えているところであります。

まだ令和4年度は実際行っておりませんが、ちょっと学校と調整しながら、その辺も踏まえて取組を継続していきたいと思っています。それから、こういったソフト事業につきましては、完成形というのはないと思っています。ですので、常に現場の子供たちの温度を見ながら、さらによいものになるように取組を進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 第11款公債費から第13款予備費については通告がありませんでしたので、次に移ります。

次に、令和3年度国民健康保険事業特別会計から令和3年度農業集落排水事業特別会計までの各特別会計については通告がありませんでしたので、次に移ります。

次に、令和3年度水道事業会計及び令和3年度病院事業会計について一括して質疑を行います。

御発言ございませんか。西川 剛委員。

○委員（西川 剛君） 企業会計のうち水道事業会計、水道事業会計決算書の7ページに事業報告概況とございまして、ここの経営指標に関する事項、これについてお聞きをしたいと思います。

令和3年度の水道事業会計決算書に、ただいま申し上げた事業報告の中で、その概況の一つに経営指標に関する事項というのが追記をされました。昨年度の決算まではありませんでした。

3年度の決算から追記をされた、この記載に至った理由、背景について教えてください。

○委員長（喜多武彦君） 榎木都市マネジメント課主幹。

○都市マネジメント課主幹（榎木孝士君） お答えします。

経営状況について理解を深めていただくことを目的としまして、令和4年3月に地方公営企業法施行規則が改正されました。それによりまして、決算附属書類である事業報告書に経営指標に関する事項の項目を新たに追加することになったことに伴いまして、今回の3年度の決算から記載をしたところ です。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） そこで、この経営指標、具体的に記載の中の部分を読み上げますと、5項目ございまして、経常収支比率、2つ目に料金回収率、3つ目に有形固定資産減価償却率、4点目に管路経年化率、5点目に管路更新率と5項目が記載され、それぞれ平成29年度からの5か年の数字の記載がされています。経営指標ということですので、今の答弁でルールが変わって、決算状況より明らかにするよということ追記したということですが、指標でありますから、恐らくこの事業の健全性、それを明らかにするんだということ指標5つ選んだんだと思うんですけども、どうしてこの5項目にしたのか、また、ここで追記をした5項目がそれぞれ水道事業会計上どの数字になったら望ましい形なのか、その目標などについて、全てとは申しませんが、基本的な考え方についてお知らせください。

○委員長（喜多武彦君） 榎木主幹。

○都市マネジメント課主幹（榎木孝士君） お答えします。

まずこの5項目を選んだ理由についてですけれども、今年度から初めて記載する事項ということで、この決算書の経営指標は、総務省から示されました記載例を基に他市町村と情報交換をした上で5項目選んで掲載しております。

次に、指標の内容についてです。経常収支比率と料金回収率は経営の健全性を表す指標でし

て、どちらも100%を上回ることが望ましいとされています。経常収支比率は100%未満であれば収支が赤字であることを示しています。また、料金回収率が低い場合、適切な料金収入の確保が求められるところです。こういった指標を基に経営の状況を明らかにしたいということで載せております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） ただいま5項目ありますけれども、数字ですからそれぞれ目指すべき姿、目標値があるのだらうと思います。今、目標値としてお伺いしたのは、一方で本市においては、今5項目については総務省の例示だと、他市町村との意見交換の中で選んだということなんですけれども、現在実施をしております平成30年度から令和9年度まで10か年を期間とする士別市水道事業経営戦略、こちらについて経営環境の変化、具体的には10月からの料金値上げの部分等々が入っての現行と推計が合ってこなかったという事情があるかと思えますけれども、当然10か年の士別市水道事業の経営戦略について、今月末を期日とするパブリックコメントが実施をされています。

実はこの今回のこの経営戦略の見直し案のほうには、その目標値として、この間よく見慣れております重要業績評価指標、K P Iというものが設定をされています。当初なかったんですけれども、今回の令和4年10月改定に向けてこのK P Iというのが設定をされました。中を見ますと、基本目標3項目に対する具体的な施策、その評価指標ということではあるんですけれども、実はここを見ますと、今、3年度決算に追加をした項目も含めて9項目設定をされています。経営指標は収益等々の部分などいろんなものを見ようということをつくると言うんですけれども、今回期せずして同じ時期につくった数字目標とかですね、差があるという5項目、9項目、この部分についてどうしてこう違うのかというところ、できれば長期的な経営戦略で示すべき目標、そして各年度の決算の資料の中にうたわれている指標が同じであれば、目標としてさらに市民の皆さんにも水道事業の今の経営環境が今後どうなっていくのかということがストレートに分かるのかなと思うんですけれども、現在両方つけている、つけたよというところなので、その違いについて、まず理由についてお伺いしたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 榎木主幹。

○都市マネジメント課主幹（榎木孝士君） 決算書に示しています経営指標と経営戦略に示していますK P Iの設定する指標の違いですけれども、経営戦略のK P Iについては、先ほどもお話があったとおり、経営戦略で示しています持続、安全、強靱の3つの基本目標における取組について客観的に評価するための指標としまして、他市の事例などを参考に設定いたしました。作成する経緯が違っていましたので差異があるところですが、西川委員おっしゃるとおり、同じであることのメリットなどもありますので、この項目の統一については今後検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） ここで指摘しているというか聞いているのは、私たちの生活に大きく影響しました水道料金の改定が、この水道経営戦略の中で平成30年度計画にしっかりと見直しを4年ごとにするんだということで今回10月からの料金値上げと、実質的には来年の4月に改定をすると。市民の御負担いただくからには、今後も水道事業はしっかりとした経営をするのだということで、いずれもこの経営戦略の見直しにはK P Iを用いて、そして単年度の決算報告の中にもしっかりと経営指標を入れていくんだという、そういう意味ではしっかりやっ払いこうという思いを受け止めるわけでありましてけれども、関連してここでいくと、水道事業をしっかりとやっ払いこうということを思うだけけれども、一方、一般会計はどうなっているんだということをこれは指摘せざるを得ないと思うんですよ。

それで、10月からの水道料金改定の部分で今取り上げた経営戦略の今後の推計でいきますと、令和4年度の料金収入、3億2,900万円が今年度、4年度は実質的には10月からの改定分は経済支援を入れていきますので水道料金としては入っていません。ただ、同じように5年度の水道料金の料金収入推計を見ますと4億453万円ということで、今回の10月からの料金改定分による、要は水道事業会計の収入増は7,500万円を超えております。これは言うならば今回の10月からの水道料金値上げによって市民の御負担が増える分だと。この間、この議会でも私も水道料金の値上げ環境にあるのかと様々質問もしてまいりましたけれども、6月の議会までの市側答弁は、3年度から財政健全化実行計画、これが始まっている、この期間中であるので、極めて厳しい財政状況の中で、平成30年度に予定した計画に基づく見直しなので慎重にやらなきゃいけない、まあ要は戻せるものではないと、極めて計画に基づいた値上げが実施されています。

一方で、経営環境によって直したのは、その改定時期を半年間遅らせましたということは当初から説明をいただいていますけれども、振り返って、この値上げについては、前の6月の議会で市長は当初提案をしたわけですよ。以降、議会の中で、そういう状況にないのではないかという議会からの申出によって、結果、実質半年間遅らせたよと、こういうふうに水道料金の値上げ改定については私としては承知をしているんですが、その計画をびたりとも動かさなかった水道事業会計、これからはしっかりとっていくのだと言っている一方で、一応その理由として言っていた財政健全化実行計画、令和3年度からスタートした5か年計画のこの部分、後ほど質疑があるかもしれませんが、その中の具体項目が2年目にしてもう一部見直したと、こういうことになっているという部分でいきますと、これは水道事業会計のほうで答えられるかどうか分かりませんが、やはり市民の側からしたら、その水道と一般会計で随分その計画に対する温度差があるのじゃないかと思うんですけれども、この部分いかがでしょうか、どなたかお答えいただければと思います。

○委員長（喜多武彦君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤寛之君） お答えをさせていただきます。

第2回定例会で佐藤議員、西川議員に御答弁したとおり、水道事業会計の安定的な運営に向

けて、これは市長も引き続き、過疎地域、どこも同じような厳しい状況でありますことから、本市に限った問題ではないということで、引き続き国に対する支援の要望、こういったものはやっていきますよという御答弁をさせていただきました。あわせて、一般会計からの繰り出しの考え方、これについても今見直しの作業を進めているところです。

今、西川委員から御質問があったとおり、水道事業会計の値上げの部分と健全化実行計画の見直しの部分とで考え方に違いがあるんじゃないかということでありましたけれども、今回一部見直しをさせていただくということで、代表者会議でも御説明させていただきましたし、記者会見でも市長のほうからも既に発表させていただいているところです。この職員の人件費に関わる部分が大きくなりますけれども、健全化実行計画の中においても、市民生活に関わる部分、皆さんその物価、燃料の高騰の部分で苦しい生活、経営環境に陥っているということもありまして、こういったものもしっかり推計に盛り込む、それから投資的経費についても、総合計画のローリングを踏まえて、今年度にはなりますけれども、しっかりとそういったものも盛り込む中で、その中でも一定程度、推計上、財源が一定は見込めるということで、今回見直しの考えに踏み切ったところでありますので、決して計画上、考え方に違いはないものと考えているところです。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 健全化の部分は、後ほどほかの委員もやるということもありますので、その質疑のやり取りも聞きながら、また聞かせていただければと思っています。

次の質問をいたします。病院事業会計について、決算資料、主要施策の成果報告などについては全くない話で大変恐縮なんですけれども、市立病院における新型コロナの検査実績についてお聞きいたします。

新型コロナへの対応として、この間、市立病院においては検査機器の導入等、その検査体制整備を進めてきておりまして、現在もいわゆる市民のコロナかどうかという部分でいきますと発熱外来が稼働しているという中でありますので、まず、令和3年度中の市立病院における検査数に関して、その総数と発熱外来、また委託によるもの、あるいは市立病院内における感染リスク確認のための院内感染確認など、その目的別で内訳があれば併せてお知らせいただきたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 田上医事課長。

○医事課長（田上泰成君） お答えいたします。

令和3年度検査実績でございますが、2,208件となっております。この内訳なんですけれども、発熱外来の検査としましては1,952件、そして行政検査、保健所の依頼分ですね、この分が256件、そして、このうちの当院の行政検査の分が44件となっております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） このコロナに関しては国内でも検査体制が必要だという声は多く上がっていて、やはり早くコロナかどうかを見つけて、それでしっかりと療養してもらうということが大事だということであって、初めて1年間の検査、本当に大変な数だと思いますけれども、そのうちその2,208件の、それを分母にするかどうか分かりませんが、その検査結果から、検査によって分かった陽性者数、いわゆるこれはそのまま割っていいのか分かりませんが、陽性率というんですかね、検査陽性率、これはどれぐらいだったのか、お知らせください。

○委員長（喜多武彦君） 田上課長。

○医事課長（田上泰成君） お答えいたします。

ただいまの御質問なんですけれども、全体の陽性者数206名、陽性率は9.3%、そして発熱外来としての陽性者につきましては190名、陽性率としましては9.7%、そして行政検査、こちらのほうの陽性者が16名、陽性率が6.3%、そして院内の分につきましては陽性者ゼロ名だったということでございます。

以上でございます。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 家族も含めて、心配になってとか、体調が悪くなって、コロナがはやっていますからね、自分はコロナかということで、発熱ある方がやって9.3%なんです。分かりました。

今いただいた総数のうち2,208件、これは感染の拡大状況、いわゆる波がありますので、365日で割ればということではなくて、これは多くはある一定時期に集中してきたんだと思うんですが、実績から、市立病院の発熱外来等々からの検査、1日当たり何件検査ができるのか、いわゆる検査能力というのは現状何件なのでしょう。

○委員長（喜多武彦君） 田上課長。

○医事課長（田上泰成君） お答えいたします。

令和3年度の検査につきましては、午前、午後合わせて50件程度としております。現在では増強しております、80件前後ということでお答えします。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 検査能力というよりは、対応せざるを得ないという状況だということで、とりわけ今も数字としてはよく分からない、はっきり分からないんですけれども、65歳以上が基本ですからね、80件ぐらいは検査をしているということでお伺いしました。

それで、こちらも今年度に関わっての質問になってしまうんですけれども、9月26日に国内の陽性者の全数届出が見直しされました。北海道においては、これまで公表していた市町村ごとの1週間感染者数が公表されなくなりました。本市における1週間の感染者最大、これは当時は全数出ているという状況ですけれども、今までの公表でいくと、1週間の感染者数最大は9月4日から10日分の133人というのが出ていました。検査陽性率が今10%ぐらいかというこ

とでいけば、その10倍検査していたということになると、今の検査能力で対応できなかった部分があったのかなと思うんですけども、この辺はどのような対応がされていたのでしょうか、確認します。

○委員長（喜多武彦君） 田上課長。

○医事課長（田上泰成君） お答えします。

該当の期間中の1日当たりの最大検査実施数なんですけれども、5日月曜日に56件ありました。これはいずれの日も受診時間等の違いによる検査完了時間にはばらつきは生じているんですけども、基本的には当日中に対応できております。

以上でございます。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 直近の状況を先ほど1日当たり検査能力の関連で80件ぐらい今やっているよということでありました。本市でも発熱外来の受診が増えている状況だと思うんですけども、この間、病院内における感染を防ぐため、市立病院では発熱や風邪症状のある方に対しては来院前に電話をしてくれと呼びかけています。このアナウンスは徹底されているかどうか、市立病院のホームページを見ますと、トップページの右側にその部分は書いてあります。赤字で書いています。ただ、現行市のホームページの例えば新型コロナウイルス情報のページなどについては、この市立病院の発熱外来対応などについては情報掲載がないんです。市民の皆さんの状況を考えると、何かどうなったかなといったときに、どこのホームページを見に行くかというのはありますけれども、やはり基本的には市のホームページかなと思うんですけども、このページに例えば発熱外来、電話予約をしてくださいといっても、仮に例えばそのような症状じゃない方がすすすっと市立病院の受診をされて、内科外来でずっと待っていたと。結果陽性でしたとなれば、これは当然院内感染リスクが高まるわけですから、現行市民の皆さんに発熱外来を受診する際のそのルールというかを徹底する必要があるかなと思うのですが、これは市のホームページの記載を含めて見直す必要があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（喜多武彦君） 佐藤保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤祐希君） 市のホームページの情報周知ということですので私のほうからお答えします。

市立病院の発熱外来受診に関する留意点などを市のホームページでも周知してはどうかと、情報周知が必要ではないかということの御質問でございます。

まず、市のホームページの新型コロナウイルス情報にあります相談窓口の中には個別の病院名などは掲載しておりませんが、発熱など風邪の症状がある方は事前にかかりつけ医、医療機関に連絡をしてから受診するよう掲載をしています。

また、市のホームページに発熱外来として市立病院の情報のみを掲載した場合、市立病院に患者が集中してしまい、医療の逼迫にもつながりかねないということから、個別での表示につ



いては行っておりませんが、新型コロナウイルス情報には、道内の発熱者の診療、検査医療機関、いわゆる発熱外来の指定を受けて発熱者の診療とか検査を実施している医療機関の一覧表を掲載しています。この一覧表には、本市の市立病院、個人病院、また近隣市町村の病院なども掲載されておりますが、それぞれの医療機関で診療対象者が異なるために、感染者自身のかかりつけ医がどのような診療対象者を受け入れているか確認できるよう、道のホームページにリンクできるようにしております。

また、現状では新型コロナウイルス情報から市立病院のトップページを直接見に行くのはできなくなっております。市民向けの健康・医療・保険のページから入っていくと市立病院のトップページを見に行けるようになるんですが、ただ、直接ワンクリックで病院のホームページ、市のホームページから病院のホームページに行くことが今できない状況になっております。なので、市のホームページから市立病院のトップページにワンクリックで行けるよう、リンク先も含め、病院と相談しながら、市のホームページから病院のホームページにすぐ行けるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 私は直すよということで聞いたので、ぜひよろしくをお願いします。

そこで、今答弁でいただいている発熱外来は市立病院だけじゃないんだという部分で、今取り上げた9月26日の陽性者の全数届出が見直しになった以降、北海道がいわゆる軽症患者の部分の流れを出しました。発熱外来と言われているのは、私のイメージでは市立病院だ、だから私の質問の冒頭、検査体制も、この間PCR検査機器も導入しながら検査体制を広げてきたということでもありますので、質問の前に、私の質問している立場は、市内ほかのクリニックも対応できるお医者さん、今名前を言っていないですけども、そんなに多くありませんよ。ましてやそこは市立病院のような予約制や外にプレハブを置いてとか、そういう状況もないですから、だからこそやはり士別市民がどうだろうといったときはまずは市立病院だと。もっと言えば、まずは市立病院に相談してくださいと言ってほしいという意味で今のいろんな体制変更に対する考えを聞いています。

そこで、この関連して、北海道が支援の流れを変えたということで、市のホームページに同じく、感染したときの対応は今説明あったとおり、北海道の用意した紙をそのまま載せています。載せない理由は今言われたとおりです。市立病院だけじゃないから、市立病院に集中してしまうと困るからということなんですけど、これはリンクのページを見ていくと、士別市民としてはすごい大変な不安を思うんですよ。コロナかな、熱を生じても市立病院に来るなど言われているんじゃないかと思っちゃうわけですよ。

だから、先ほどのトップページを含めて、市立病院にまずは相談してくださいと言ってほしいというのが思いとしてあるんですけども、確認ですけども、道の支援体制が変わった、9月26日に。そして、市のホームページでは、直接的には市立病院にどんどん来てくださいと

言えないと。それで市立病院にお伺いします。健康不安があって、どうしたらいいだろう、検査お願いできるんだよね、どうぞどうぞうちに来てくださいと言っただけですよ。そこを確認させてください。

○委員長（喜多武彦君） 中館経営管理部長。

○経営管理部長（中館佳嗣君） 感染者支援の変更による市立病院の対応について答弁でございます。

委員お話のありましたとおり、市立病院に受診を希望される方、この方については対応は基本的に変わるものではないと考えております。今般コロナの感染者への支援の流れが変更された目的の一つに、高齢者ですとか重症化しやすい方々に適切な医療を提供するためというのがあると掲げられています。その中の考え方としては、新型コロナ陽性で症状が軽い方は御自身で健康管理による自宅療養を基本としてくださいと。それで陽性者サポートセンターで対応という形になっていまして、65歳未満の方であっても、例えば症状がちょっと重たいなですとか、不安があるということで受診したいという場合については、それぞれかかりつけ医も含めた発熱外来にかかるというのが流れになっておりますので、その際には当然市立病院に患者さんもいらっしゃるので、そういった場合には遠慮なく発熱外来のほうに御連絡、御相談をいただきたいということでございます。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 不安になってから初めて情報に触れると想像すれば、この間のコロナ対応、様々変わってきた、市立病院も含めて体制もどんどん変わってきた、今どうなっているのかというのが不安な状況でその情報にアクセスしたときに、私はどうしたらいいの、体調も通常ではありませんので、そのときにやはり今言われたとおり、市立病院、かかりつけ医もあつたらそこだと言っているけれども、普通、ふだん健康な人はほぼないわけですから、困ったときには市立病院に電話してねと。直接来られては困りますよと。病院のほかの方にうつしちゃいけないので、まずは電話してくださいということで確認をさせていただきました。

くどいようですが、もう一つ確認をさせてください。これもこの冬に向けた対応の部分です。新型コロナとインフルエンザ、大規模な流行が同時期に起きると国としては言っています。今いただいている軽症者等の支援体制の見直しに加えて、インフルエンザの疑いもあるよといったときには、さらに支援の仕組みとしては、仕組みとしてはですよ、さらに複雑なものが用意されています。これも恐らくこういうルールですということで、この後、市のホームページにも出すと思うんですけども、細かいことはあえてここでは問いませんけれども、仮にインフルエンザが同時流行し、やはりそのどちらかが分からないという健康不安を抱えた市民の方、こちらまずは心配になったら市立病院に電話をしてくれ、こういうことでよろしいですか、確認でよろしくをお願いします。

○委員長（喜多武彦君） 三好病院事業副管理者。

○病院事業副管理者（三好信之君） 9月26日からコロナの受診体制が変わった部分は今部長からお答えしたとおりなんですけれども、今10月18日に、厚労省が今度、インフルエンザとの同時流行に備えてということで、イメージということで市民のほうに、国民のほうに出そうとしている部分があるんですけれども、今委員お話があったように、いわゆるリスクのある方、高齢者、お子さん、それと妊婦さん、それ以外の方についてはまず自分でコロナの検査をして、陰性だったらその後かかりつけ医なりというような、これは私からしても、まるで病院に来るなと言っているような、そういうメッセージに捉えられてしまうんじゃないかなということで、ちょっと若干違和感は感じているんですけれども、当然病院としては、重症化あるなしにかかわらず、発熱とか体調不良というのはインフルとかコロナだけではありませんので、病院としては当然そういう方から受診の相談があったら電話等で聞き取ることになると思いますけれども、そういう方にはできる限り対応していきたいなと思っています。

ただ、本当に蔓延してしまうと病院のスタッフ自体も手薄になったりと、そういうこともありますので、本当にできる限りということになると思いますけれども、まずは今お話ししている、その複雑なフローチャートになっていますので、そのところをまずどうしても啓発してもなかなか伝わりませんので、電話等でそうなったときにはその部分を丁寧に説明して、受診していただくという、そういう方法で考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） まだ企業会計の質疑が続いておりますが、ここで午後3時10分まで休憩をいたします。

---

（午後 2時58分休憩）

（午後 3時10分再開）

---

○委員長（喜多武彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企業会計の質疑を続行いたします。

企業会計について御発言ございませんか。谷 守委員。

○委員（谷 守君） それでは、企業会計、水道事業会計の一般会計からの繰り出し基準の考え方等についてということで質問させていただきます。

まず、予算書と決算書の差額について触れたいと思います。収益的収支で、これは税込みでありますけれども、営業収益4億514万7,000円に対して、3億9,906万1,000円、マイナス608万6,000円の実績と。営業費用につきましては5億7,490万5,000円に対して5億4,324万8,000円の実績、3,100万円ほどのマイナスということになっているわけでありまして、まずは決算審査でありますから、まずこの結果についてコメントをいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（喜多武彦君） 榎木都市マネジメント課主幹。

○都市マネジメント課主幹（榎木孝士君） お答えします。

まず、営業収益については、受託工事が少なかったことによりまして、受託工事収益が予算819万4,000円のところ決算が279万8,000円で539万6,000円の減となりました。

次に、営業費用については、水道メーター購入費について契約単価の減によりまして、予算3,775万2,000円のところ決算が2,724万3,000円で1,050万9,000円の減となりました。

そのほか、委託料については浄水場の委託費用の減などにより予算と比べまして632万7,000円の減、減価償却費は189万8,000円の減、資産減耗費は217万8,000円の減となったことなどによりまして予算と決算で差が生じたところです。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 谷委員。

○委員（谷 守君） そういうことで、令和3年度については2,943万8,000円の純損失と、そして未処理欠損金に至りましては3億4,800万円となったところであります。

そこで、当然この水道事業会計については単年度収支の確保というのが課題ではないかと思っておりますけれども、3年度の事業の中で支出抑制のために経費削減策等の取組が行われたと思っておりますけれども、その行われた収支改善策について言及いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（喜多武彦君） 榎木主幹。

○都市マネジメント課主幹（榎木孝士君） 令和3年度に実施しました収支改善策のうち、主なものについて御説明いたします。

まず、東山浄水場委託業務について、東山浄水場の閉庁日及び夜間帯の勤務体制の見直しを2年度から段階的に行いまして、3年度は見直し前の元年度と比較し756万5,000円の経費削減となっております。

続きまして、水道メーター交換業務では、発注方法を見直しまして、水道メーターの発注を交換業務と別発注にしたことで約800万円の経費削減効果があったところです。

さらに、導水ポンプについて、機器の延命を図ることで、3年度に更新予定だった導水ポンプ3,400万円の更新を今年に先送りしているところです。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 谷委員。

○委員（谷 守君） 現在は3年度の決算ということでもありますけれども、今触れました支出抑制のための今後の改善策という意味で、スマートメーターの導入の可能性についてちょっとここで言及したいなと思っております。このスマートメーターというのは、水の使用量を遠隔で自動検針できるものでありまして、従来のものよりも、目視による検針作業を行う必要がなく、その手間やコストが省けるという利点があります。一方でコスト面のハードルはあるものの、今話したとおり、業務の効率化、サービスの向上の有効な手段の一つとして東京都などでは導入を加速しているようであります。

そこで、士別市水道事業経営戦略の中ではこのスマートメーターというワードは登場してきておりませんが、唐突でありますけれども、その可能性も含めて今後検討すべきではないかと考えるところでありますけれども、この点についてコメントいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（喜多武彦君） 榎木主幹。

○都市マネジメント課主幹（榎木孝士君） お答えします。

スマートメーターについては、本市においても現在一部の公共施設におきましてスマートメーターを実際に設置しまして、電波が比較的弱い地域でも確実に作動するか実証実験を行っている状況です。スマートメーターにつきましては、検針に係る経費の削減が見込まれますが、導入には多額の費用がかかりますので、今後も引き続き検討を行う考えです。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 谷委員。

○委員（谷 守君） あっさりコスト面でということがありましたけれども、いろいろ策を練りながら検討していただきたいと思っております。

そこで、繰り出し基準の考え方について触れたいと思っております。中央公営企業法における一般会計からの繰り出し基準、一般的な概念についてちょっと触れたいと思うんですが、自分もちょっとちらっと見たところ、水道事業会計などの公営企業会計というのは、いつも私が、いつもは言っていないけれども、一般の現金主義に基づく官庁会計制度ではなくて複式簿記方式による発生主義会計制度の採用をしているところであります。

そこで、独立採算と繰り出し金ということで、この水道事業などは受益者負担を原則とした独立採算制を取る以上、一般行政活動を示す一般会計との間における財務上の関係は、一般会計が受益者の立場に立たない限りは原則存在しないとのことであり、つまり水道会計が資金が足りないからといって一般会計から水道会計への繰り入れというのは一方的にできないということだろうと思っております。

しかし、これも地方公営企業法第17条2において、要するに一般会計が企業会計に対し義務として負担する経費については規定しているところであり、本来的に企業が負担すべきものとそうでないもの、そうでないものについては一般会計からの繰り出し基準が、これが認められているというところでちょっと見たんですけれども、そういった意味で、もう少しこの水道事業会計への繰り出し基準、プロの目から見た財政課の方の見解、もう少し詳しく一般的な概念についてここで御説明いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（喜多武彦君） 千葉財政課副長。

○財政課副長（千葉 玲君） お答えいたします。

一般的な概念ということで、谷委員から先ほどもお話があったとおりですが、私からも公営企業の部分については、地方公営企業については受益者負担を原則としている独立採算制を取っています。ただし、民間企業とは異なっている特殊性がありますから、その経費の一部につ

いてを一般会計が負担または補助するという部分については、残りの経費については、一般会計が負担または補助をして、残りの経費を料金で回収するという形で公営企業会計では取っているところでは。

その一般会計が負担または補助すべき経費という部分については、やはり経費の性質上、地方公営企業で収入をもって充てることが適当ではないという経費、そういった部分で客観的に困難だと、その収入の部分が充てることができないということで、一般会計から負担という形で支出していることとなります。

その負担区分という部分については、毎年なんですけど、繰り出し基準として総務省から通知されている地方公営企業繰出金についてにおいて具体的な項目についてが示されているというところでは。一般会計がこの基本的な考え方に沿って繰り出した分については、地方交付税等で考慮されているということになっているところでは。

以上となります。

○委員長（喜多武彦君） 谷委員。

○委員（谷 守君） そうはいつでも、また半年後ぐらいにこの問題難しいから聞くかもしれませんが、そのときはまたよろしくお願いします。

それで、その上で本市の水道事業に繰入れしている基準があると思うんですけども、ルールといいますか内容、一般会計に繰り入れている中身についてこの際説明していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（喜多武彦君） 千葉副長。

○財政課副長（千葉 玲君） お答えいたします。

本市では、一般会計と水道事業会計で繰入金算定に係る協定書を締結し、繰出金のルールを定めております。その繰り出し基準に基づく経費という形で、まず1点目が統合水道に関わる統合前の簡易水道の建設改良に要する経費や統合後に実施する建設改良に要する経費の一部、まずは1点目です。2点目は職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費、3点目が職員の児童手当に要する経費、こちらは繰り出し基準に基づく経費となります。この繰り出し基準に基づかない経費という部分で、主なものとして、収益的収支の旧簡易水道地区の資金不足額、旧簡易水道地区の減価償却費見合い分などがあります。

先ほど谷委員からもお話があったとおり、単純な資金不足を出すという部分ではありませんで、繰り出し基準にのっとり、やはり先ほどもお伝えしたとおり、公営企業において所要経費を賄うことが客観的に困難な場合のみに限定しており、赤字補填という形での繰り出しをすることは適当でないという形で考えております。

以上となります。

○委員長（喜多武彦君） 谷委員。

○委員（谷 守君） それで、今説明していただいた一般会計から水道事業会計への繰出金の金額、これ決算書上では水道事業会計の繰出金ということで水道事業会計補助金、決算書に載っ

ている部分の合計がそうだと思うんですけども、数字を言えば令和3年度ではその総額が9,069万9,000円、間違っていたら言ってください。2年度については、その総額が7,895万2,000円のはずであると思うんです。それで、そういった形で水道事業会計に一般会計からの繰り出しが行われているところでもあります。

そこで、第2回定例会でもありました、料金改定のみに限らず今後は基準外繰り出しの見直しをしていくということが言及されておりました。現状の繰り出し基準の金額でも1億円前後、1億円弱の繰り出しが必要になるかと思うんですけども、また今度新たな繰り出し基準ともなると、それ相応の金額じゃないかと想像するところでもありますけれども、それと単純にこの土別市の将来の水道事業を考えた場合に、単純に料金改定のみでは到底賄い切れないだろうということが将来予想されております。しかしながら、一般会計からは無尽蔵に繰入れできないという基準もある、非常にジレンマを抱えながら運営していかなきゃならないというところだと思いますけれども、改めて、第2回定例会からまだ数か月しか経過しておりませんが、現時点でのこれからの今後の繰り出し基準の見直し、現時点でどういうふうを考えられているか、分かる範囲内で教えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（喜多武彦君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤寛之君） お答えいたします。

先ほども西川委員に答弁させていただいたとおり、この繰り出し基準の在り方については、今現在継続的に協議をさせていただいているところでもあります。ですので、現時点でお示しできるものはないわけでもありますけれども、先ほど副長のほうからも説明があったとおり、見直しに当たっては単なる赤字補填ということの繰り出しは適当ではないとされておりますので、まちづくり総合計画、それから財政健全化実行計画の進捗状況、こういったものも踏まえながら、本市に見合った基準の在り方について、今後も継続的に協議をさせていただきたいと考えているところです。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 次に、財政健全化実行計画の検証について質疑を行います。

御発言ございませんか。谷 守委員。

○委員（谷 守君） 最後になります。スムーズに行きたいと思えます。

財政健全化実行計画の検証ということで、3年度の主な効果額等についてということで通告させていただきました。私は去年もこの項目について、事業の前に算定した3,000万円の効果額を見込むということで質問しました。今後どうするんだという形で、こういった形で出すんだよということで、今回も質問させていただきます。

そこで、この通告している最中に、戦略レビューですとか再推計が出されたわけでもありますけれども、確認を含めてお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

決算資料末尾に健全化効果額の検証ということで記載されております。それぞれの具体的方策について検証、お話をさせていただき、コメントをいただきたいと思っております。

まずは主な効果額の検証ということで、まず、一番最初に、何点かあるので絞ってお聞きしたいと思います。歳出の抑制策ということで、計画1億4,400万円に対して2億1,300万円、プラスの6,900万円の計画達成ということで表現されておりましたけれども、この取組内容についてまずはどう捉えているか、コメントをいただきたいと思います。

○委員長（喜多武彦君） 千葉財政課副長。

○財政課副長（千葉 玲君） 歳出の抑制の内訳ということでお答えさせていただきます。

令和3年度の効果額としては、視察研修の凍結や事務事業の見直しということで、1億4,400万円を予定していたところ、効果額としては約2億1,300万円となりまして、6,900万円程度上積みされたこととなりました。

要因といたしましては、計画での見込み額に比べ、解体凍結で約2,500万円、一般廃棄物収集委託で約2,500万円の効果の上積みがされました。しかしながら、3年度決算は計画達成したという形にはなっておりますが、財政構造自体の改善にまではまだ至っていないと考えておりまして、今後、持続可能な財政基盤の確立に向けての引き続き事務事業の見直し、また民間活力の活用を推進していく考えです。

以上になります。

○委員長（喜多武彦君） 谷委員。

○委員（谷 守君） それでは次に上げられております効果額ということで、これは一方逆になります市立病院経営の見直しということで、令和3年度については当初予算時、例年度よりも2,728万9,000円、決算時点では2,014万円、それぞれ病院会計については繰出金を圧縮しているということになりますけれども、しかし、この取組項目については未達成ということになっております。その理由についてということで、またこのカバーできなかった部分は今後カバーできるのかどうかも含めてコメントいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（喜多武彦君） 千葉副長。

○財政課副長（千葉 玲君） 市立病院経営の見直しについてお答えいたします。

具体的方策におけるこの病院の経営見直しの項目についてなんですが、効果額ゼロという形で未達成になっている状況ですが、要因といたしましては、令和3年度当初に許可病床数を148床から20床削減し、特別交付税を受ける予定でありましたところ、この間の新型コロナウイルスの感染症の影響で病床数の削減を延期しました。それに伴い特別交付税も措置がされなかったため、効果額の実績は出なかったという形になります。

しかしながら、3年度末には133床へ見直したため、今後、今年度の部分ですが、特別交付税も措置されまして、昨年度の分で予定しました6,800万円は今年度に措置されることとなり、効果額は発揮されると考えております。

予定に比べて5床削減をちょっとしなかったという部分なんですが、この部分、算定単価の部分が増額されまして、特別交付税自体は同水準で措置される見込みになっています。また、今後については、普通交付税ではその病床数、削減されるので減額となりますが、特別交付税



措置は継続という形になりますので、年間約6,000万円程度の効果額が発揮されると考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 谷委員。

○委員（谷 守君） それでは次に、歳入の確保策ということで計画1,000万円に対して決算額が2,432万5,000円となっております。これも単年度計画を達成しているということでもありますけれども、その詳細やらまだ現時点での状況、また今後の予定、たしか金額的には計画期間5,000万円だったと思います。それらを含めて御説明いただきたいと思っていますので、よろしく申し上げます。

○委員長（喜多武彦君） 大前財政課契約管財係長。

○財政課契約管財係長（大前忠士君） お答えいたします。

未利用財産の売払いについてであります。令和3年度から7年度までの期間において、未利用財産の売却額の目標を5,000万円と設定しているところであります。3年度の未利用財産の売却額は土地公売で10件、2,131万1,000円、建物公売4件、301万4,000円、合計2,432万5,000円となっており、達成率は約48%です。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 谷委員。

○委員（谷 守君） 次に行きます。次にその他ということで、これは効果実績765万7,000円計上されております。これは財政健全化実行計画で具体的方策として効果額を見込んでいた額、計画では総額27億7,500万円だと思えるんですけども、その効果額に見込まなかった、見込めない、金額で表現できなかったものがこのその他の項目に入るわけだと思えるんですけども、これについて効果額が計上されております。現時点で今後この項目に出てくるものとして想定しているものがあるのかも含めて、この点についてコメントいただきたいと思っていますので、よろしく申し上げます。

○委員長（喜多武彦君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤寛之君） お答えをさせていただきます。

具体的方策の中で、効果額として見込んでいなかったものについてでございます。

今、谷委員からお話があったとおり、今回その健全化実行計画の具体的方策の公共施設の最適化という部分にサイクリングターミナルという記載はありますけれども、この間しっかり抜本的に考え方を整理して見直していくんだということで記載をさせていただいておりますけれども、これについては効果額としては見込んでいなかったということでもありますので、その他のほうに整理をさせていただいたところです。サイクリングターミナル休止ということで610万1,000円、それからスポーツ研修所の廃止ということで155万6,000円、合わせまして765万7,000円、これが額として見込んでいなかった部分の上積み効果ということで、その他のところに記載をさせていただいたところです。

公共施設の最適化については、計画に記載のもの、それから記載されていないものも含めて、見直しました公共施設マネジメント基本計画も踏まえながら、しっかり計画外の効果も出るように、この先もしっかりと見直しをしていくということでありますけれども、これは市長も地域の意見をしっかりと聞きながら進めていくという考え方を示されておりますので、そういった視点で今後も効果額を出せるように努めてまいりたいと考えております。

それ以外も、先ほども申し上げたとおり、額として、効果額として見込んでるものと、そうではない、額として見込んでいないものの、取組としてはしっかりとやっていくという部分で掲載させているものもございまして、先ほど副長のほうからも答弁があったとおり、病院の経営の見直し、これもしっかりとやっていくということでありますけれども、額として見込んでいるものについては特別交付税の部分ということで記載をさせていただいておりますので、計画に記載のとおり、しっかりこれからもやっていくということでありますし、歳入の確保策、これについても未利用財産の売却ということの効果額のみを計上しておりますけれども、引き続き、ふるさと納税制度の活用ですとか、J-クレジットも今進めておりますので、こういったものの効果を引き続き出せるように、しっかり創意工夫の下に努めていきたいと考えているところです。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） 谷委員。

○委員（谷 守君） 詳しい説明ありがとうございます。ぜひ今後についても、この健全化実行計画の上振れするような効果額の実現に向けて御苦労いただきたいと思えます。

そこで今お聞きした総合的な中で、令和3年度については、この効果額の検証でありますけれども、計画数値が4億9,200万円に対して決算数値5億4,400万円、プラスの5,200万円となったところであります。これは表に数値に表しているとおりの復唱させていただきました。そこで総じて3年度決算におきましては実質収支1億4,700万円の赤字というところで見込んでいたところ、実質収支は6億9,900万円の実績と、約7億円の黒字となり、同時に当然財政調整基金も1億4,700万円を取り崩さない、取り崩すと見込んでいたところ、逆に3億5,000万円を上積みして15億円になったところであります。

そこで、いま一度、財政健全化実行計画、計画1年目であります。そして経過して1年半というところで、このように初年度を終えて大きな乖離となったわけであります、大きな上振れとなったわけでありますけれども、まずは最初に総括のコメントをいただきたいと思えます。そして、それを含めて今後、効果額を含めた財政推計の見直しというのが行われたわけでありますけれども、しかし、上振れしたとは言いつつも、この欄外の注意書きにもありました、例えば燃料費の高騰ですとか電気代の高騰ということで、マイナス要素も多分にあるわけであります。今後についてもそういった要素というのは当然予想される、厳しい状況が待ち受けているんじゃないかなと想像するところであります。

そして、しかも上振れして財政推計をしたところでありますけれども、この財政健全化実行

計画を立てた当初については、5年間のこの計画期間に見込まれる約31億7,000万円の収支不足を解消するために相応な覚悟を持って財務改革を断行するという決意の中から、ある意味市民の方にも理解を得ながら始まった中での計画という形で自分は認識しているところであります。そういった背景から、改めて職員給与の独自削減の前倒しということが発表されたわけがありますけれども、私の考えとしては、そういった背景の中から計画3年は敢行すべきだと考えておりましたけれども、いま一度、それに至った考えについて確認したいと思います。また、それに加えて、理事者の報酬削減についてもどうなのかというのを言及して、最後の質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（喜多武彦君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 谷委員の御質問にお答えいたします。

令和3年度から実行しておりますこの財政健全化実行計画ということで、当時は私も議員という立場で審議をした記憶がございます。まず、そのときは計画内に、コロナに関わる、例えば市税の減収分等々を反映してきたところがありましたが、このように長引くという想定をまですていなかったということ、それから、今少しお話にもありましたが、このような物価高騰というのは想定されておりました。

しかしながら、当時私は前牧野市長に対しまして、給与の独自削減は反対であるということをお話しした記憶がございます。なぜかといいますと、消費活動というのは給与、所得が減ると、少しでも安いものを買おう、あるいは使わないでおこう、節約しようという心理が働きます。今この士別市内の経済においては需要が全く足りていない状況でありますので、私はそれを減らすのであれば市内で使っていただいたほうがずっと市内経済のためにはいいのではないかと、そのようなお話もした記憶がございます。しかし、当時の市長は、令和4年度がその起債の償還ピークということもありますし、今お話にもありました5年間で31.7億円、収支不足がなかなか解消は難しいという判断の下、苦渋の選択だという言い方をされていた記憶があります。まさに、民間企業もそうありますが、収支が合わなくなり、経営が厳しくなった際に、職員の給与に手をつけるというのは、本当にこれは厳しい、経営者として非常に厳しい選択であったらと推察するところであります。

そして、今、谷委員からも3年間は続けるべきではないかという御提言いただきました。今回私が前倒しをしたいという判断をいたしました理由は、当初からお話をしておりますとおり、まずは市内での経済を活性化させる、これが必要だと考えています。民間企業であれば、自社の収支に固着して考えていくことで用を足すと思いますが、地方行政、地方自治体というのは、もちろん収支、しっかりと安定的な財政基盤をつくるのも大事なことでありますが、市内経済の状況もしっかりと勘案しながら、市内経済はどうでもいいんだということにはならないと思います。そういった意味からも1年前倒しして、市内経済活性化のために、市内でお金を回すために戻すべきだと考えております。

それからもう一つの見方としては、大西委員からも御提言いただきましたが、給料はやはり

下げられるということは士気が下がると、そういった側面もあると思っています。私は今この市役所に入りまして1年たちましたが、本当に効率的な行政サービスをするためには、まず人手を、これは後ほどお話ししようと思ったんですが、5年間で30人というお話がありました。これもちよっと無謀なんじゃないだろうかと思っただけで、5年間から思っておりまして、今この士別市の市役所、行政に必要なのは、市民サービスを絶対低下させてはいけないということだと思っています。そういったことも含めて今回1年前倒し、それから定員の5年間で30人というのを15年に見直すという決断をしたところです。

いずれにしても、まだまだ残り3年半ちょっと切ったぐらいでしょうか、実行計画が続いていますが、今回のように不測の事態というのがまた起こり得る可能性は十分に考えておりますので、そういったときにも対応できないということのないように、しっかりと職員一同、改めて身を引き締めて市民サービスの充実に努めてまいりたいと、そのように考えております。

あと、理事者の報酬につきましてです。

これは、私、副市長、それから教育長、この三者の理事者に関しましては、もともとの予定どおり続けていきたいと思っています。1年間で大体600万円前後ぐらいになるかと思いますが、それも今お話しいたしましたとおり、不測の事態にもしっかりと備えて、そういった部分に宛てがわさせていただきたいと、そのように考えております。

以上です。

○委員長（喜多武彦君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

---

（午後 3時45分休憩）

（午後 4時45分再開）

---

○委員長（喜多武彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

令和3年度決算全般について御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（喜多武彦君） 御質疑がないようですので、以上で令和3年度各会計決算認定8案件の質疑を終了いたします。

---

○委員長（喜多武彦君） それでは、これより採決に入ります。

認定第1号 令和3年度士別市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 令和3年度士別市病院事業会計決算認定についてまでの8案件を一括採決いたします。

本件については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（喜多武彦君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号までの8案件は原案のとおり認定することに決定いたし

ました。

お諮りいたします。ただいまの委員会の決定に基づく審査報告書及び委員長報告については委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(喜多武彦君) 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

---

○委員長(喜多武彦君) 以上で付託案件の審査は全て終了いたしました。

これをもって予算決算常任委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

(午後 4時46分閉議)

以上、本委員会のでん末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

令和4年10月28日

予算決算常任委員会

委員長 喜多武彦

副委員長 佐藤 正

署名委員 奥山 かおり

署名委員 加納 由美子